

11 | イノベーション政策

(1) イノベーションのための政策の俯瞰

これまでの章では科学技術に係わる基本政策や人材育成等の政策の現状について俯瞰してきた。しかし総論で触れたように (図11-1)、イノベーションの促進という点については科学技術に限らず、多様な取組みがおこなわれていることにも目を向ける必要がある。

この章では特にこれまで調査対象としていなかった領域 (図11-1の右側) についても状況を調べ、イノベーション政策を総体として描くことを試みた。この図におけるイノベーション政策には、従来の科学技術政策でもある産学連携やスタートアップ支援等と、従来俯瞰の主たる対象ではなかった諸政策 (規制、税制、調達等) の両方を含んでいる。そのうち後者に注目して、現在の動向を調査した。

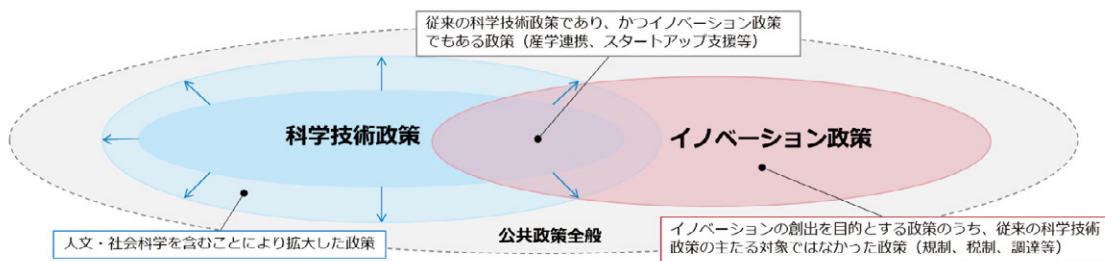


図11-1 科学技術政策とイノベーション政策の相互関係 (再掲)

イノベーションに関しては、これまできわめて幅広くかつ多様な議論がおこなわれている¹。JST 研究開発戦略センターにおいても、いくつかの側面からイノベーションやスタートアップを調査してきた。たとえば次のような4つの報告書を掲げる。

➔「海外の研究開発型スタートアップ支援」(CRDS-FY2017-OR-01 2018年3月)²

米、イスラエル、英、独、仏、中を中心としてスタートアップ支援策を調査した。国別の経済や雇用によってスタートアップの状況が大きく異なること、ステージに応じた多様な資金源の存在、それら呼び込む目利きの存在等が鍵となっていることがわかった。

➔「近年のイノベーション事例から見るバイオベンチャーとイノベーションエコシステム」(CRDS-FY2021-RR-02 2021年7月)³

バイオ分野の新しい科学技術の潮流を社会実装 (イノベーション) する担い手としてのスタートアップ・ベンチャー企業に注目して動向をまとめた。医薬分野の9つのイノベーション動向の分析から、日本における、大学等を求心力としたエコシステムの不足、アーリーステージへの資金供給の不足、スタートアップの出口の偏り等の課題をまとめた。

1 たとえばNEDO「オープンイノベーション白書第三版」(2020年5月29日)第1章等。

2 <https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2017-OR-01.html> (2022年12月20日閲覧)

3 <https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2021-RR-02.html> (2022年12月20日閲覧)

- ➡「多様なイノベーションエコシステムの国際ベンチマーク」(CRDS-FY2021-WR-03 2021年10月)⁴
同タイトルのワークショップを開催し、シリコンバレー、ボストン等のスタートアップ型、IMECやフ
ラウンホーファー等の拠点・コンソーシアム型、DARPA型、日本の事例について話題提供があった。
- ➡「イノベーションエコシステム形成に向けた産学橋渡しの現状と課題」(CRDS-FY2021-RR-04 2022
年3月)⁵

日本の産学連携の現状を、特許による技術移転、大学発スタートアップ創出、産学共同研究(国
プロ、拠点等)の切り口から調査した。

このような多数の先行調査報告や文献はあるものの、ある一つのモデルだけでイノベーションのすべてを説
明することは難しい。そこで、この章では、国の政策手段とイノベーション(特にビジネス・イノベーション⁶)
の諸活動との関係を説明するという目的に絞って、OECDによる広範なサーベイレポート^{7,8}(以下、レポート
と呼ぶ。)を参照し、それをベースに検討を進めた。

レポートでは、産業政策の新しい分析枠組みに基づいて、産業政策手段の有効性に関する実証的文献をレ
ビューしている。まず需要主導型の政策と供給主導型の政策を区別している。さらに供給主導型政策を企業
のパフォーマンスを改善する政策(「企業内」政策)と産業のダイナミクスに影響を与える政策(「企業間」
または枠組み政策)に区別している。

またレポートでは、産業政策の策定は、手段の選択と戦略の設計の組み合わせにかかっていることを強調
している。まず事前に定義された目的を達成するために戦略が設計される一方で、その戦略に沿って特定の
ターゲットとチャンネルを持つ手段が選択され、束ねられるものとする。

この基本概念を元に、われわれが日本の政策を当てはめて加工、整理したものが図11-2である。

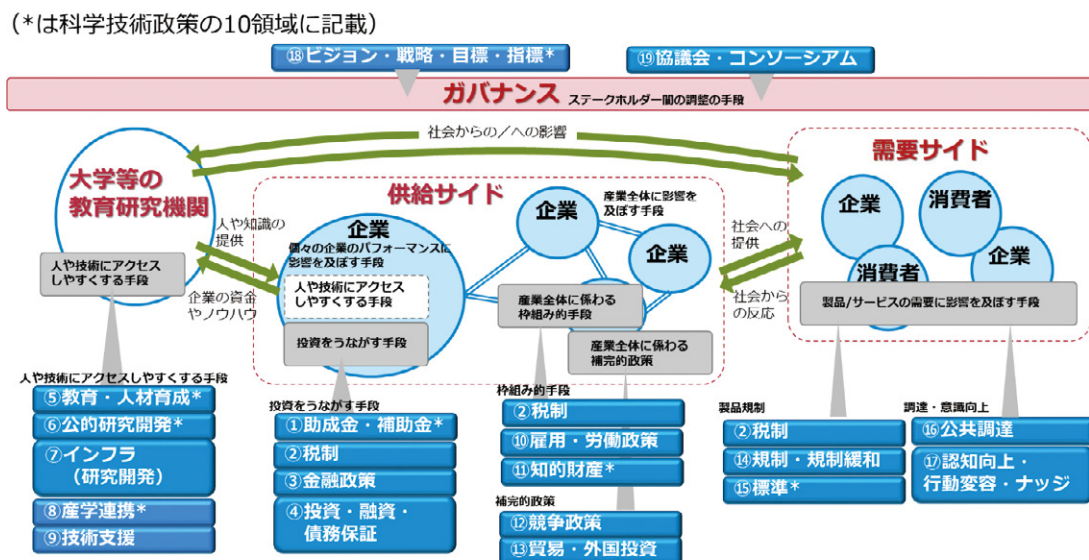


図11-2 イノベーションのための政策手段群

4 <https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2021-WR-03.html> (2022年12月20日閲覧)

5 <https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2021-RR-04.html> (2022年12月20日閲覧)

6 大企業からスタートアップまでを含む民間企業によるイノベーションという意味に用いる。

7 C.Crisuolo, et al.: "Are Industrial Policy Instruments Effective? A Review of the Evidence in OECD Countries", OECD Science, Technology and Industry, Policy Papers, May 2022 No.128

8 C.Crisuolo, et al.: "An Industrial Policy Framework For OECD Countries - Old Debates, New Perspectives", OECD Science, Technology and Industry, Policy Papers, May 2022 No.127

以下、この図11-2について説明する。

- 図11-2には計19の政策手段を配置している。(ただしこれらの中にはすでに科学技術面から継続的に調査してきた10領域も重複している。)
- 「供給サイド」は提供する製品やサービスを提供する民間企業、「需要サイド」はその製品やサービスを購入・利用する消費側を指す。消費側には一般消費者と企業もある。
- 「供給サイド」はさらに個々の企業のパフォーマンスに影響を及ぼす手段(「企業内」と、産業全体の活動に影響を及ぼす枠組み的手段(「企業間」)に分けられる。
- 「企業内」への刺激としては、外部からの資金や税制等、投資インセンティブを高めるものと、企業を支える人材やインフラ等、投入へのアクセスを高めるものがある。いずれも企業の内部でイノベーションを促進するものである。
- これらの中で、教育・人材育成や公的研究開発は、大学等の教育研究機関に対して政策を実施した結果が、二次的に企業に作用するものとしている。また同様に、産学連携や技術支援は大学等が企業と連携する必要がある。このような大学等に係わる政策手段は、科学技術政策に含まれるものとして、本報告書の前章において記述している。その他、企業に投資をうながす手段として挙げた、助成金・補助金、知的財産、標準等についても、大学等に対する政策手段として前章に述べている。
- 「企業間」への刺激としては、枠組み的手段として雇用・労働政策や知的財産の制度が挙げられる。また税制も重要な枠組みの一つといえる。さらに補完的な手段として競争政策や貿易政策も挙げられる。いずれも企業間で競争・協調しながらイノベーションが起こることを期待した手段である。
- 「需要サイド」については、製品やサービスの購入・利用に係わる手段として、製品に対する直接の規制(あるいは規制緩和)、税制(消費の促進または抑制によってある方向へ誘導するもの)、国が民間から製品やサービスを購入(調達)することによって供給サイドをpullしようとする公共調達、さらに企業だけでなく、広く国民の意識向上をはかろうとする認知向上の活動も含まれる。
- 三番目の区分として、ステークホルダー間の調整手段である「ガバナンス」がある。ここにはイノベーションに係わるさまざまなステークホルダーがビジョンや戦略を共有すること、さらにステークホルダーが意見交換をしながら団体としての活動をおこなう協議会/コンソーシアムの手段を置いた。
- ビジョン・戦略・目標・指標の項目は科学技術に関する基本計画や統合イノベーション戦略等に対応するものとして、前章に述べている。
- 図中では、大学等研究機関と、需要サイド、供給サイドの活動は相互に影響しあっていることも矢印として示している。大学等研究機関と企業との間にはいわゆる産学連携のつながりがあり、大学等からは研究人材や最新知識が企業へ渡り、企業からは研究資金や企業の持つノウハウが大学等へ流れる。供給サイドと需要サイドの間には製品・サービスの提供と、それに対する需要サイドの反応という市場の関係がある。さらに需要サイド(広くは社会)と大学等との間には、社会における科学技術の受容と、研究者が社会の中から課題を見出すことの双方向のつながりがある。それぞれの政策手段は、これらの相互関係を強化しながら、全体としてイノベーション・エコシステムの形で作動させるものといえる。
- ビジネス・イノベーションを議論する際には、企業戦略の時代的变化に注意する必要がある。20世紀型モデルでは供給量より需要量が常に上回ることを前提として、いち早く市場を確保する大量生産システムが競争上の決め手となっていた。そこでは良いモノを安く、大量に提供するために適した“自前主義”や“リア思考”が根幹にあった。それに対して冷戦終結後の21世紀型モデルでは、世界的な生産拠点の拡大とともに安価で大量の供給が各地でおこなわれるようになり、需要量よりも供給量が上回ることになった。また消費側の価値観の多様化によって、良いモノを作っても売れない事態になっている。そこでは消費側のニーズ/ウォンツを探ることが必要となり、“オープンイノベーション”や“デザ

イン思考”が重要になっている⁹。さらに本報告書の「総論」で触れたように、カーボンニュートラルはじめ社会的課題解決に向けたさまざまなイノベーションが期待されている。新しい市場モデルと企業戦略はそのような社会的要請にも答えられるものでなければならないだろう。図11-2に示したイノベーションのための政策手段群についても、21世紀型モデルに即した形で供給サイド（メーカー等）、需要サイド（消費者等）、大学等の研究サイドを支援/促進することが求められる。

ここで挙げた19手段はあくまでも政策手段の一つの整理方法として提示したものであり、暫定的なものである。またイノベーションが起きるダイナミズムも直接説明していない。今後の調査分析を通じて、イノベーションをより多角的に説明できるように見直しをはかっていく必要がある。またイノベーションの概念には社会的課題の解決を強く意識した「ソーシャル・イノベーション」¹⁰も含まれるが、本項には含めていない（コラムを参照）。

次の項では、ここで挙げた19の政策手段をそれぞれ簡単に説明するとともに、現在実施されている政策例をいくつか具体的に掲げる。

コラム

ソーシャル・イノベーション

この章では「ビジネス・イノベーション」に的を絞って諸政策を整理したが、それとは別の大きな概念として「ソーシャル・イノベーション」がある。ソーシャル・イノベーションという言葉は

“社会的課題の解決に取り組むビジネスを通して、新しい社会的価値を創出し、経済的・社会的成果をもたらす革新”¹¹

を指すとされているが、厳密な定義はない。国や時代に応じて“ソーシャル”や“イノベーション”の意味が異なることがその背景にある¹²。

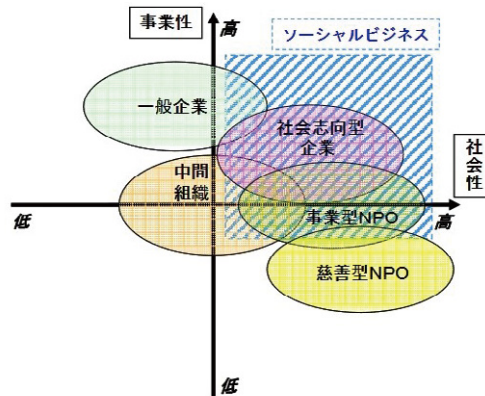
谷本（2002）¹³によれば、社会的課題をビジネスとして取り組んでいる事業体をソーシャル・エンタープライズ（社会的企業）ととらえる。その特徴は、「社会性」、

2-11

イノベーション政策

- 9 知的財産戦略本部「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース報告書～経営をデザインする～」(2018年5月)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/torimatome/houkokusho.pdf (2022年12月22日閲覧)
- 10 一般的に“社会的課題の解決に必要とされる社会的商品やサービスの提供、あるいはその提供の仕組みの開発”を指す。
- 11 谷本寛治、他：「ソーシャル・イノベーションの創出と普及」、NTT出版（2013年12月）
- 12 欧州、米国でのソーシャル・イノベーションの概念は2016年を境に変化していること、また研究者によって大きく6つのクラスターに分断されて使用されていること等が指摘されている。今里滋編：「ソーシャル・イノベーションの理論と実践」第2章、明石書店（2022年3月）
- 13 谷本寛治：「企業社会のリコンストラクション」、千倉書房（2002年）

「事業性」、「革新性」の3要件を有する点である。また、その担い手をソーシャル・アントレプレナー（社会的起業家）としている。我が国では、事業を中心に見たときに「ソーシャル・ビジネス」と呼ばれることが多く、その事例としてグラミン銀行¹⁴がよく取り上げられる。事業性と社会性の2軸でビジネスの担い手を分類すると（図A参照）、事業性があり、かつ社会性が高い象限がソーシャル・ビジネスの範囲であり、そこで革新性をもたらすものがソーシャル・イノベーションと解釈できる。



図A ソーシャル・ビジネスの担い手

経産省) ソーシャルビジネス研究会報告書 (2008年4月)より引用

社会にポジティブな効果を与えることを前提とした「インパクト投資」¹⁶の考え方も国の政策の上で重視されている。このような政策例をいくつか挙げる。2018年から始まった「休眠預金等活用事業」¹⁷は子供・若者支援のような民間公益活動のために休眠預金を利用している制度である。また「NPOバンク」¹⁸の増加に合わせて、金融商品販売法や貸金業法の厳格化からNPOバンクを免除するような見直

2-11

イノベーション政策

- 14 ムハンマド・ユヌス博士がバングラディッシュに設立したマイクロファイナンスの銀行。農村部の貧困層を対象とした小口・低金利・無担保融資を行っている。ファミリー企業が通信・エネルギー等のインフラ事業も拡大している。
- 15 経産省 ソーシャルビジネス研究会報告書 (2011年3月)
https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/sbcb/sb%20suishin%20kenkyukai/sb%20suishin%20kenkyukai%20houkokusyo.pdf (2023年4月6日閲覧)
- 16 「金銭的なりターンと並行して、ポジティブで測定可能な社会的・環境的インパクトを生み出すことを意図して行われる投資」(グローバル・インパクト投資ネットワーク (GIIN) による定義)
- 17 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(2018年1月施行)にもとづいて、金融機関の収入とされていた休眠預金を、公益活動の実行団体に資金配布する。公益活動は、子供・若者の支援、日常生活に困難な人の支援、地域社会の活力支援等と定められている。約123億円(2021年度)の助成実績がある。
- 18 市民が自発的に出資した資金により、地域社会や福祉、環境保全のための活動を行うNPOや個人などに融資することを目的に設立された「市民の非営利バンク」である。金融NPO、市民金融とよばれることもある。

しもおこなわれている¹⁹。2023年に予定されている「GX 経済移行債（仮称）」は、脱炭素という社会課題解決を後押しするために用意する新しい国債である（今後10年間で20兆円規模）。「ソーシャル・インパクト・ボンド²⁰」は官民連携の仕組みで社会課題の解決を目指す考え方である。

今後はCSV（Creating Shared Value：共通価値の創造）²¹のように、企業の社会的責任（CSR²²）をリスクやコストとみなすのではなく、社会的課題の解決を本業に取り込んで経済的成長をめざす戦略の考え方が普及していくものと考えられる。スタートアップやベンチャー企業に限らず、より多くの一般企業がソーシャル・イノベーションを意識した企業戦略を推進していくであろう。このような流れに沿って、ソーシャル・イノベーションを正面からとらえた、より多彩な政策の用意が必要となる。

(2) イノベーションのための政策手段

[1] 助成金・補助金・委託費

科学技術を中心に考えたとき、国から大学や研究機関に提供される助成金等については、大学・公的研究機関による研究開発の実施・支援や、民間企業の研究開発の補助がおこなわれており、多くの場合には「競争的研究資金」という形をとることが多い。これらの諸制度についての俯瞰は前章で述べているので、ここではより広くとらえて説明する。

表 11-1 助成金等の用語説明

用語	説明
補助金	「国が特定の事務、事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事務事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付」。補助事業者の事業への財政援助の作用を持つ。
交付金	明確な定義はないが、「国や公共団体が、法令に基づき他の団体に交付する財政援助資金」とされ、ほぼ補助金と同じ意味で用いられている。国から地方公共団体への支援例が多い。
助成金	補助金とほぼ同じだが、要件をみたしていれば給付される場合が多い。
委託費	「国の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合にその反対給付として支出する経費」つまり、国の本来業務を国に代わり受託機関が実施するもの。

19 金融商品販売法改正（2006年）では投資ファンドに情報開示義務等が課せられたが、NPOバンクは配当を出さないことを条件に対象外扱いとなった。また貸金業法改正（2006年）では純資産5千万円以上、指定信用情報機関への加盟義務、専門資格者の配置等の条件が課せられたが、2010年に条件付きでNPOバンクは適用除外とされた。

20 社会的課題の解決と行政コストの削減を同時に目指す手法で、民間資金で優れた社会事業を実施し、事前に合意した成果が達成された場合、行政が投資家へ成功報酬を支払う。英国で2010年に初めて導入。以来、世界9か国30案件以上が実施されているという。日本でも地方公共団体と民間の協働例が見られる。
<http://socialimpactbond.jp/sib/>（2022年12月1日閲覧）

21 2011年にマイケル・E・ポーターとマーク・R・クラマーによって提唱された新しい競争戦略の考え方。

22 Corporate Social Responsibility

現在、おこなわれている施策のうち、科学技術の研究開発を直接支援するものではないが、間接的にイノベーションに係わりがあると考えられるものの例を挙げる。(すでに前章の「人材育成」、「地域振興」等の章で触れている項目も含む。)

表 11-2 助成金・補助金・委託費に係わる政策の例

項目 (例)	説明
次世代アントレプレナー育成事業 (文部科学省、補助金)	大学等の研究開発成果を基にした起業や新事業創出に挑戦する人材の育成、関係者・関係機関によるベンチャー・エコシステムの構築を目的とする
人材確保等支援助成金 (厚生労働省)	事業主が雇用管理改善、生産性向上などの取組みによって職場定着の促進等を行う場合に、助成金を支給。 2021年度にはテレワークコースが創設され、テレワーク環境整備の経費に助成金を支給。
先導的・大学改革推進委託事業 (文部科学省、委託費)	教育現場の実態に即した新たな教育手法の開発や具体的な導入方法等の先導的調査研究を委託
地方創生推進交付金 (まち・ひと・しごと創生交付金)	まち・ひと・しごと創生法に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付するもの
デジタル田園都市国家構想推進交付金	地方公共団体が作成したデジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画に基づく事業の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付するもの。サテライトオフィス等の施設整備・運営・利用促進や、地域活性化に資する取組への支援により、地方への新たなひとの流れを創出するものを対象事業とする。
地方大学・地域産業創生交付金	地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指して、産業・若者雇用創出を中心とした地方創生と、地方創生に積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援
休眠預金等活用事業による助成	「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(2018年1月施行)にもとづいて、金融機関の収入とされていた休眠預金を、公益活動の実行団体に資金配布する。公益活動は、子供・若者の支援、日常生活に困難な人の支援、地域社会の活力支援等と定められている。日本民間公益活動連携機構(JANPIA)が複数の資金分配団体を監督し、そこから民間公益活動をおこなっている個々の実行団体に資金が助成される。約123億円(2021年度)の助成実績がある。

イノベーションを起こせるようなアントレプレナーの育成だけでなく、地域振興とデジタル化の促進、企業の人材確保の面でもさまざまな補助金等が投入されている。

[2] 税制

全般的(水平的)な政策として、企業の研究開発費や大学との共同研究に係わる税制優遇(控除)をさす。企業の研究開発や産業連携の取り組みの促進が期待される。

他方、特定の目的に対して実施される税制もある。その増税あるいは減税効果によって、政策目的に貢献する新技術の普及促進が期待される。これは需要サイド(消費者)へのインパクトと、それに対応した供給サイド(メーカー)へのインパクトの両面がある。

まず、全般的(水平的)な税制例を下記に挙げる。(この中でスタートアップ、中小企業を対象とする施策のいくつかは後述の(3)でも触れる。)

表 11-3 税制の例 (全般的・水平的なもの)

項目 (例)	説明
所得税の全体的な動向	働き方の多様化に対応 (基礎控除への振替)、給与所得控除や退職所得課税の適正化等。
法人税の全体的な動向	「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」方針で、 欧米並みに法人実効税率を20%台まで下げた。
【主としてスタートアップ、中小企業を対象とするもの】	
法人税率、欠損金の繰越等のさまざまな特例	全般的に大企業より優遇
中小企業経営強化税制	経営強化法の認定を受けた向上計画につき、設備取得の即時償却等の優遇
中小企業投資促進税制	取得価額の30%の特別償却又は税額控除7% (個人事業主のみ)
地域未来投資促進税制	「地域経済牽引事業計画」の承認の上、建物・機械の新設・増設に対して法人税の優遇
中小企業防災・減災投資促進税制	「事業継続力強化計画」の認定対象設備について取得価額の20%の特別償却
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	最初の固定資産税3年度分にかぎり、一定の割合で軽減
DX投資促進税制	認定を受けた情報技術事業につき、ソフトウェアの取得・製作に対する特別償却等の優遇
研究開発税制 (中小企業技術基盤強化税制)	研究開発の試験研究費の一定割合について法人税・所得税の税額控除 (大企業より優遇)。(3) に後述。
オープンイノベーション促進税制	スタートアップ企業と協働するために新規発行株式を取得する場合、取得価額の25%を控除。(3) に後述。
中小企業向け所得拡大促進税制	雇用者給与支給額を前年比1.5%以上増加させれば、支給増加額の15%を法人税・所得税から控除
人材確保等促進税制	新規雇用者給与等支給額が前年比2%以上増加させたら、新規雇用者給与支給額の15%を法人税から控除 (さらに教育訓練費の増加についても税額控除を上乗せ)
事業承継税制	相続した非上場会社の株式等への相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の特例。
中小企業の経営資源の集約化に資する税制	経営資源の集約化 (M&A) 計画の認定を受け、①設備投資額の10%を税額控除、②給与等総額の増加額25%を税額控除、③リスクに備えて投資額の70%以下の準備金を積立可能 (損金参入)、の3つの措置を利用

特定目的の税制例を下記に挙げる。ここでは地域振興に係わるもの、環境対策に係わるものを挙げた。

表 11-4 税制の例 (特定目的のもの)

項目 (例)	説明
【地方創生関連】	
地方拠点強化税制 (地方創生)	企業の本社機能 (の一部) を地方に移転させたとき税優遇
森林環境税及び森林環境譲与税 (林野庁)	森林の荒廃を防ぐために地方財源を安定化させる (徴税と還付)

国立公園等に係る固定資産税の非課税 (環境省)	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を対象とする
シェアサイクルポートの固定資産税の特例措置 (国交省)	シェアサイクル施策の推進
【環境対策関連】	
地球温暖化対策のための税 (環境省)	石油石炭税へ上乗せし、化石燃料消費を抑制
エコカー減税 (環境省)	環境性能のよい車種を優遇
再生可能エネルギー発電設備の固定資産税軽減 (経産省)	再生可能エネルギーによる発電を促進
省エネルギーフォームへの所得税特別控除、固定資産税の軽減 (国交省)	住宅の省エネルギーフォームを促進
カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 (経産省)	産業競争力強化法による計画認定により、①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の特別償却を新たに措置
公害防止施設や廃棄物処理施設の事業所税・固定資産税の非課税軽減 (環境省)	プラスチック資源循環を促進

[3] 金融政策

資本の流動を活性化する政策を指す。これにより、イノベーション活動に資金が流れやすくなることを期待する。

金融政策は、中央銀行が公開市場操作 (オペレーション) などの手段を用いて、金融市場における金利の形成に影響を及ぼし、通貨および金融の調節を行う。

金融政策には3つの手段がある： ①政策金利操作²³、②公開市場操作 (買いオペ/売りオペ)、③支払準備率操作

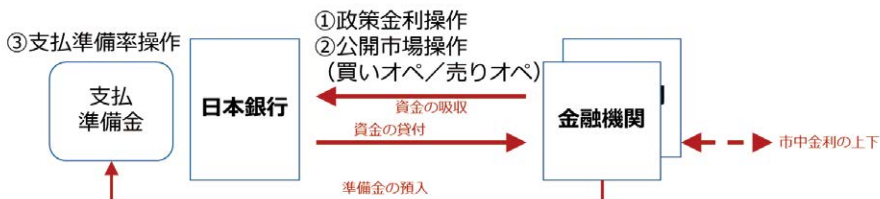


図11-3 金融政策の大枠

金融政策からイノベーション活動 (特に研究開発) に及ぶ影響は即時的なものではなく、次のような間接的な関係がある。

- 金利と企業の研究開発投資の関係：
 - 研究開発投資の回収期間が長期にわたることが多いため、企業にとって長期の資金調達が必要であり、

23 貸出し1年以内の短期金利を操作する。これに対して1年以上の長期金利は需要と供給によって決まり、「10年物国債」の利回りが目安になる。

この点では日本銀行のイールドカーブ・コントロールのもとで、長めの金利もきわめて低い水準で推移していることが有利に働く²⁴。

- 為替と企業の研究開発投資の関係：
 - 1994年～2011年の日本の製造業の分析から、為替レートの変動に大きく晒されている企業（輸出額－輸入額が大きい企業）ほど、研究開発投資に慎重である、つまり本来好ましい投資額よりも低めの投資額にとどまりやすい²⁵という。
 - 以前に比べて製造業の生産拠点移転が進み、全体として為替変動の影響を受けにくい体質に変化しているため、円安/円高が進行してもそのメリットは限定的といわれる。

表 11-5 金融政策の例

項目 (例)	説明
量的・質的金融緩和 (日銀)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2013年4月から導入。金融市場の調整対象を金利ではなく、マネタリーベース（資金供給量）とする「量的緩和」と、長期国債やリスク性資産等の買入れ対象の多様化を図る「質的緩和」を組み合わせたもの ● 実質金利低下の効果を長短金利の操作により追求する「イールドカーブ・コントロール」と、消費者物価指数（生鮮食品を除く）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続する「オーバーシュート型コミットメント」を柱としている ● 導入時：マネタリーベース増加60～70兆円等（2013年4月）→拡大：マネタリーベース増加80兆円等（2014年10月）→マイナス金利導入（2016年1月）→強化：ETF※買入れ6兆円等（2016年7月）→「2%の物価安定の目標」（未達）（※Exchange Traded Funds: 株価指数などに連動した投資信託） ● 2022年12月：日銀は長期金利の幅を±0.25%→±0.5%へ拡大（実質的に利上げ容認）
為替介入 (財務省・日銀)	<ul style="list-style-type: none"> ● 正式名称「外国為替平衡操作」。為替相場の急激な変動を抑え、その安定化を図るために、通貨当局が外国為替市場で通貨間の売買を行うこと。 ● 為替介入は財務大臣の権限において実施する（日銀は財務大臣の指示に基づいて為替介入の実務を担う） ● 急激な円高へ対応する場合 →外国為替市場で円を売ってドルを買う「ドル買い・円売り介入」→政府短期証券を発行することによって円資金を調達し、これを売却してドルを買い入れる ● 急激な円安へ対応する場合 →外国為替市場でドルを売って円を買う「ドル売り・円買い介入」→外国為替資金特別会計（いわゆる外貨準備）の保有するドル資金を売却して、円を買い入れる ● 外貨準備高：1兆2,920億ドル（2022年8月末） ● 2022年9月、24年ぶりにドル売り・円買い（為替介入自体は11年ぶり）。
中央銀行デジタル通貨	<p>CBDC：Central Bank Digital Currency. (1) デジタル化されている、(2) 円などの法定通貨建てである、(3) 中央銀行の債務として発行される、の3点を満たす通貨。現在、日本銀行ではデジタル通貨の発行計画はないが、既にデジタル化されている中央銀行の当座預金を、新しい情報技術を使ってより便利にできないかという議論もある。→日欧共同調査「プロジェクト・ステラ」</p>

2-11
イノベーション政策

[4] (公的) 投資・融資・債務保証

国の投資・融資については「財政投融资」として計画、管理され、国の財投機関（政府系金融機関等）

24 「金融政策と企業行動：金融政策の効果波及経路と日本企業の構造変化」、日本経済団体連合会審議会での日銀・黒田総裁講演（2021年12月23日）

25 NISTEP：「為替変動の不確実性と研究開発投資：日本の企業データによる実証分析」, Discussion Paper No.140, 2017年2月

が実運用する (図11-4)。財政投融资は、税負担に抛ることなく、国債の一種である財投債の発行などにより調達した資金を財源として、政策的な必要性があるものの、民間では対応が困難な長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とすることを目的としている。次の3種類の政策がある。

表 11-6 国の投融资政策

財政融資	財投債を使って政策金融機関、地方公共団体、独立行政法人などを通じて政策的に必要な分野に対して行う融資 (長期・固定・低利での資金供給が可能)
産業投資	産業の開発及び貿易の振興のための投資。比較的リスクの高い事業を対象として、主として出資により資金を供給。研究開発・ベンチャー支援、レアメタル等の探鉱・開発等の分野。
政府保証	政策金融機関・独立行政法人などが金融市場で資金調達する際に政府が保証をつけることで、事業に必要な資金を円滑かつ有利に調達するのを助ける。ただし、公的な必要性に応じて抑制的・限定的に用いる。

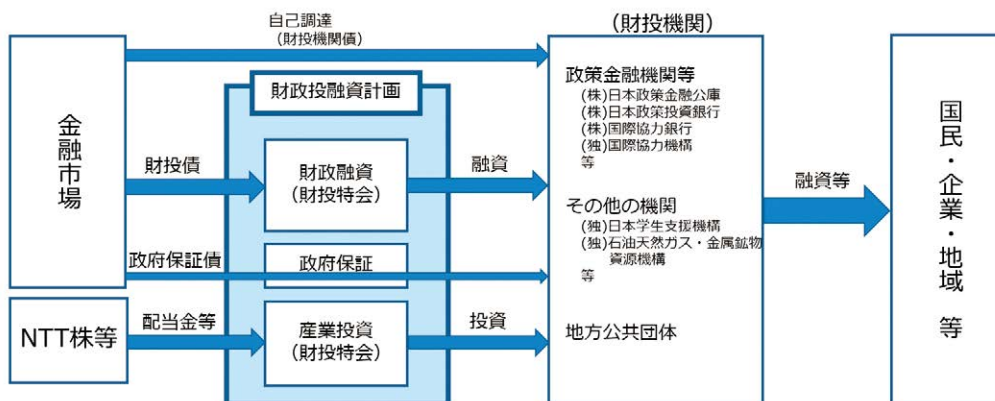


図 11-4 国の財政投融资の流れ

(財務省 HP²⁶ の図を CRDS 改変)

国債も以上と並んで国の大きな政策の一つである。普通国債と財政投融资特別会計国債 (財投債) に大別され (金融商品としては区別が見えない)、前者の財源は主として税財源、後者の財源は財政融資資金である。応急的で規模の大きな事業に対応して発行されることが多い。最近では COVID-19 による医療支援や雇用支援等に用いられている²⁷。

イノベーションの面から見ると、公的 VC 等を通じた資金提供、日本政策金融公庫等による低利融資、債務保証制度が該当する政策である。これらはスタートアップを含む中小企業の経営力強化、成長促進を目的としている。

投融资を実行する代表的な政府系金融機関として次表のようなものがある (5 機関)。政府系金融機関のこれまでの変遷と役割は図 11-5 の通りである。小規模・零細事業者から大企業・インフラ融資まで幅広くカバーしている。

26 財務省・財政投融资 <https://www.mof.go.jp/policy/flp/index.html> (2022年12月1日閲覧)

27 国債発行額は2019年度までは毎年40兆円弱で推移してきたが、2020年度はCOVID-19対策のため100兆円を越えた。2022年度は36.9兆円。

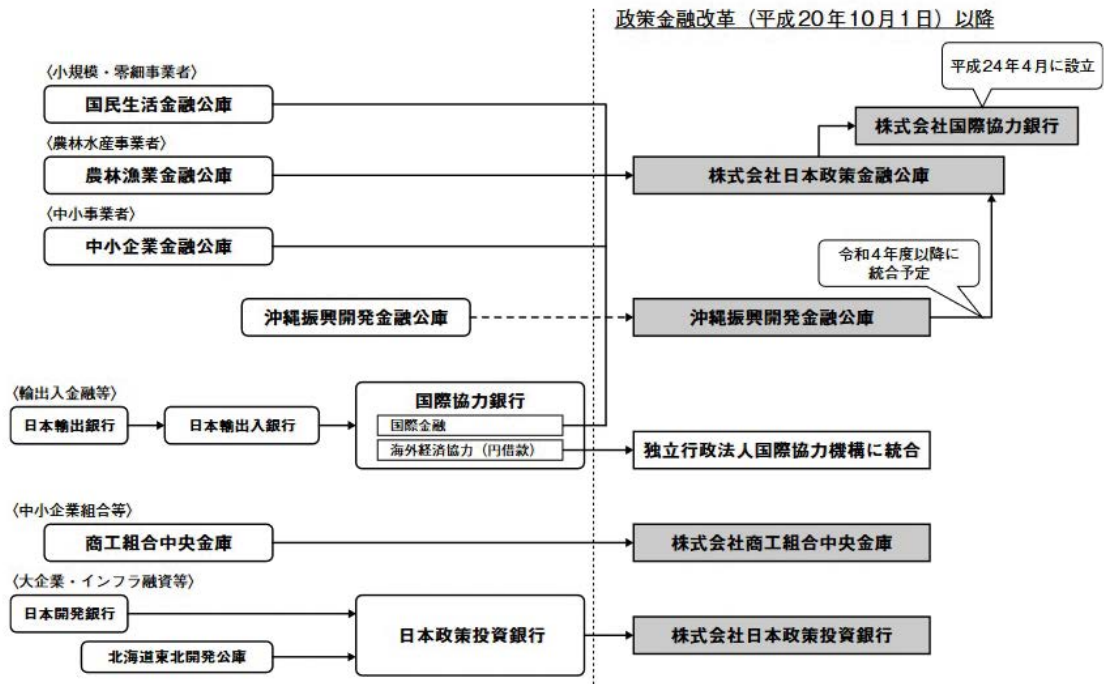


図11-5 政府系金融機関の組織変遷と役割

財務省「政府系金融機関と地域金融機関との連携状況について」
 (ファイナンス、2019年6月号、pp.33-39) より図表1を引用

表11-7 政府系金融機関（5機関）

項目	説明
(株) 日本政策金融公庫 (JFC)	設立：2008年10月 資本金：11.6兆円、貸付残高：28.8兆円 主務大臣：財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣 業務内容： ・国民一般向け業務……国民一般向けに、小口の事業資金融資、創業支援、ソーシャルビジネス支援等 ・農林水産業者向け業務……担い手を育成するための融資、食の安全確保等のための融資、コンサルティング等の経営支援等 ・中小企業者向け融資・証券化支援保証業務……長期事業資金の融資、新事業支援、ビジネスマッチング等による経営課題解決支援等 ・中小企業者向け証券化支援買取業務 ・信用保険等業務 ・危機対応円滑化業務……主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時に、指定金融機関に対して一定の信用供与をおこなう ・特定事業等促進円滑化業務……「低炭素投資促進法」等にもとづく、指定金融機関に対する貸付け等
(株) 国際協力銀行 (JBIC)	設立：2012年4月 主務大臣：財務大臣 資本金：2.0兆円、貸付残高：14.8兆円 業務内容： ・海外資源の開発及び取得の促進、我が国産業の国際競争力の維持及び向上等のために必要な出融資

2-11
イノベーション政策

<p>沖縄振興開発金融公庫 (ODFC)</p>	<p>設立：1972年5月 主務大臣：財務大臣、内閣総理大臣 資本金：0.2兆円、貸付残高：1.0兆円 業務内容： ・沖縄における地域限定の政策金融機関として日本公庫等に相当する業務や沖縄の特殊事情に即した出融資</p>
<p>(株) 日本政策投資銀行 (DBJ)</p>	<p>設立：2008年10月 主務大臣：財務大臣 資本金：1.0兆円、貸付残高：14.4兆円 業務内容： ・長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化等に資する出融資 ・主に大企業・中堅企業を対象とする危機対応業務 ・長期の融資業務に加え、エクイティ、メザニンなどのリスクマネーの供給や、M&Aのアドバイザリー業務など、投融資一体型の金融サービス提供を通じた企業価値の向上をめざす ・2015年DBJ法改正： ・大規模な災害や経済危機等の対応資金確保 → DBJに対して危機対応業務を義務づけ ・地域経済の活性化や企業の競争力強化等の成長資金の確保 → 国から一部出資（産投出資）を受け、新たな投資の仕組みである「特定投資業務」を創設（「DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド」、「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」、「グリーン投資促進ファンド」）</p>
<p>(株) 商工組合中央金庫 (商工中金)</p>	<p>設立：2008年10月 主務大臣：財務大臣、内閣総理大臣、経産大臣 資本金：0.2兆円、貸付残高：9.6兆円 業務内容： ・中小企業等協同組合等及びその構成員に対する金融の円滑化を図るための出融資 ・主に中小企業を対象とする危機対応業務</p>

官民ファンド（13機関）を表11-8に挙げる。官民ファンドの厳格な定義はないものの、法律上の根拠に基づいて政府と民間企業が共同出資で設立した株式会社等を通じて、民間の事業等に対して出資や貸付け等の投資を行うものである²⁸。

最近では、科学技術・イノベーション（AI、量子、バイオ、医療分野、宇宙等）、デジタル・トランスフォーメーション（DX）、グリーン・トランスフォーメーション（GX）、スタートアップ支援、経済安全保障への寄与等に関する取組みを強化している。

「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」（2013年9月～）において、政府が官民ファンドの運営状況について検証をおこなっている（年2回程度）。

官民ファンドには以下の13機関がある。（2022年3月末時点）

- ・(株) 産業革新投資機構
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ・(株) 地域経済活性化支援機構
- ・(株) 農林漁業成長産業化支援機構
- ・(株) 民間資金等活用事業推進機構
- ・官民イノベーションプログラム（東北大学、東京大学、京都大学及び大阪大学）
- ・(株) 海外需要開拓支援機構
- ・耐震・環境不動産形成促進事業
- ・(株) 日本政策投資銀行における特定投資業務
- ・(株) 海外交通・都市開発事業支援機構

28 参議院「官民ファンドの現状と課題」、立法と調査（2016年12月）

- 国立研究開発法人科学技術振興機構
- (株) 海外通信・放送・郵便事業支援機構
- 地域低炭素投資促進ファンド事業→(株) 脱炭素化支援機構に移行・拡充 (2022年10月28日)

また官民ファンドの最近の実績は図11-6の通りである。約2兆6千億円の原資を元に企業支援をおこない、約11兆円余の民間資金呼び水効果を出している。

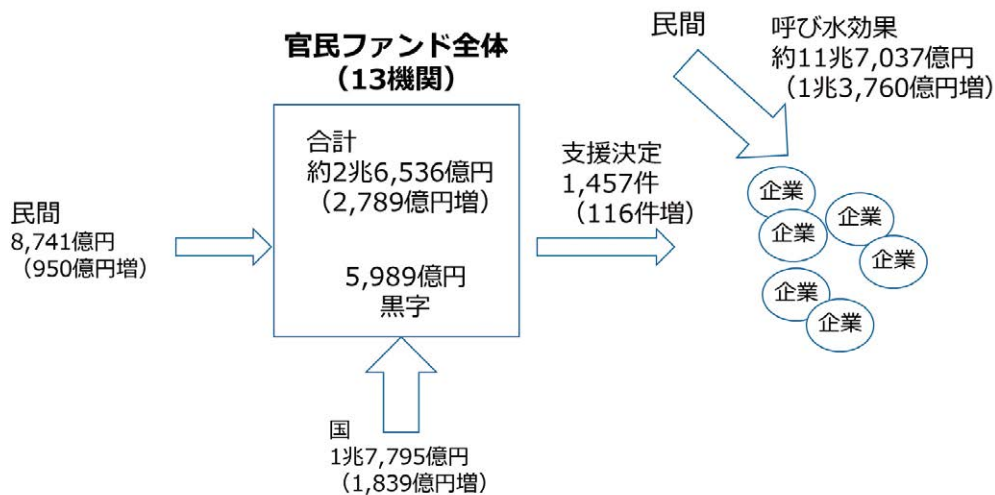


図11-6 官民ファンド全体の実績 (2022年3月時点)

官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会 (第15回)
(2022年10月20日) 資料1によりCRDS作成

表11-8 官民ファンドの例

項目 (例)	説明
以下、代表的な官民ファンドを取り上げる。	
(株) 産業革新投資機構 (JIC)	<p>産業競争力強化法にもとづき、競争力強化に対する資金供給を通じて民間投資を促進。国出資3,669億円 (財投出資)、民間25社出資計135億円、政府保証3兆3,400億円。原則として傘下にファンドを組成し、そのファンドへの投資を通じて政策的に意義のある事業分野へのリスクマネーを供給。</p> <p>監督官庁：経産省 [重点投資分野 (経産省告示第194号 投資基準による)]</p> <ul style="list-style-type: none"> • Society5.0に向けた新規事業の創造の推進 • ユニコーンベンチャーの創出 • 地方に眠る将来性ある技術の活用 • 産業や組織の枠を超えた事業再編の促進 <p>[子会社] 株式会社 INCJ、JICベンチャー・グロース・インベストメンツ株式会社 (JIC VGI)、JIC キャピタル株式会社</p>

<p>(独) 中小企業基盤整備機構 (中小機構)</p>	<p>2004年7月設立。設置期限は5年毎に見直し。 政府出資1,557億円(一般会計) 監督官庁:経産省 国の中小企業政策の中核的な実施機関として、起業・創業期から成長期、成熟期に至るまで、企業の成長ステージに合わせた幅広い支援をおこなう。 ・起業・創業期:インキュベーション事業(全国29ヶ所で施設展開)、TIP*S/BusiNest(起業や地域活性化等のコミュニティ)、新事業創出(計画から事業化まで支援) ・成長期:販路開拓(展示会、商談会、eコマース支援等)、オンライン・マッチング、海外展開支援 ・成熟期:事業承継・引継ぎ、事業再生、中心市街地活性化、設備投資支援 ・ステージ共通:経営相談、専門家派遣、人材育成等 ・共済制度:小規模企業共済、経営セーフティ共済</p>
<p>地域経済活性化支援機構 (REVIC)</p>	<p>中小企業者等の事業再生支援及び地域の活性化支援を行う。 2013年3月企業再生支援機構を改組、法改正により2026年3月まで活動を延長。 国出資29億円(一般会計)、民間出資102億円、政府保証2兆円。 監督官庁:内閣府、金融庁、総務省、財務省、経産省 基本方針: ・先導的な地域活性化・事業再生モデルの創造 ・地域活性化・事業再生ノウハウの蓄積と浸透 ・専門人材の確保と育成及び地域への還流 地域の金融機関と共同運営もしくは合併方式でファンドを運営してノウハウを移転しつつ、各地域の事業者へ投資支援する。観光、ヘルスケア、ベンチャー、災害復興等の分野を主な対象としている。</p>
<p>官民イノベーションプログラム (東北大、東大、京大、阪大)</p>	<p>国立大学等における研究成果の実用化を促進し新たな価値の創造に繋げるもの。特に民間VCがリスク高のために避けがちとなる足の長いシード段階やアーリー段階の案件を中心に投資を展開。2012年度一般会計から計1,000億円を下記4大学へ出資した。 監督官庁:文科省 ・東北大: VC設立2015年、出資125億円→累積実績68億円支援(33件)→誘発投資195億円 ・東大: VC設立2016年、出資417億円→累積実績201億円支援(57件)→誘発投資689億円 ・京大: VC設立2014年、出資292億円→累積実績116億円支援(51件)→誘発投資481億円 ・阪大: VC設立2014年、出資166億円→累積実績93億円支援(45件)→誘発投資288億円</p>

その他、イノベーションの促進のための投融資策の中から、特に環境への対応や、スタートアップ/中小企業向けの支援策をいくつか掲げる。

表11-9 投融資政策の例

項目(例)	説明
<p>年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)</p>	<p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2022年6月7日閣議決定)において、スタートアップ育成のための5か年計画の中に、個人金融資産及びGPIF等の長期運用資金のベンチャー投資への循環を挙げた。GPIFの200兆円の運用資産に期待が高まっている。</p>
<p>価値協創ガイダンス(経産省)</p>	<p>主として企業と投資家間の情報交流を促進するために、企業が投資家へ開示する情報を体系的にまとめたもの。価値観、長期戦略、実行戦略(ESG、グローバルな社会課題(SDGs等)、人的資本への投資等)とその成果指標(KPI等)という体系を持つ。</p>

GX 経済移行債 (仮称)	GX 推進のために政府が20兆円の資金を新たな国債を発行して調達し、民間企業の投資を引き出す「呼び水」とすることを旨とする。日本版グリーンボンド (環境債)。制度設計中。
経営者保証に関するガイドライン (金融庁、全国銀行協会、日本商工会議所)	中小企業が金融機関から融資を受ける際、融資の返済ができなくなった場合は、経営者個人が企業に代わって返済することを求められる。「経営者保証」によって経営者による思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を妨げる要因となっているという指摘がある。金融庁が金融機関の監督指針を一部改正 (2022年11月) したことによって、ガイドラインの3要件を充足すれば必ずしも経営者保証を必要としないという慣行が定着するよう期待される。
ゼロゼロ融資・コロナ借換保証 (政府系金融機関、民間金融機関)	新型コロナウイルス禍で売り上げが減った企業に実質無利子・無担保で融資する仕組み。返済が滞っても、元本のほぼ全額を信用保証協会が肩代わりし、利子も各都道府県が補給する。民間金融機関の新規貸付は21年3月に終了。21年末から元本の返済が始まるケースが多く、経営の立て直しが遅れている企業の経営不安が大きい。そこで民間ゼロゼロ融資からの借り換え等に対応するため、2023年1月より「コロナ借換保証」(借入時の信用保証料を大幅に引き下げる) 制度を開始。
ディープテックベンチャーへの債務保証制度 (中小企業基盤整備機構)	ディープテック (大規模研究開発型) ベンチャー企業の量産体制整備のための資金等に係る民間金融機関からの融資に対し、債務保証を行う。
女性、若者/シニア起業家支援資金 (日本政策金融公庫)	女性 or 35歳未満 or 55歳以上で、新たに事業を始める人 (事業開始後7年以内の方) に対して、設備資金および長期運転資金を融資 (7億円程度、利子1%未満)。

[5] 教育・人材育成

大学・高等教育機関での若年層の人材育成を想定しているが、最近では社会人のリカレント教育も視野に入っている。新技術・新産業の担い手の育成、さらにイノベーション/新技術に追いついてゆくための再教育も必要とされる。また文系・理系の垣根を越えて総合的な能力を養成するために、初等・中等教育の段階からカリキュラムの見直しもおこなわれつつある。

(→前章「人材育成」「産学官連携」「地域振興」等を参照されたい。)

[6] 公的研究開発

公的研究機関 (大学を除く) における研究活動への支援をさす。これらの研究成果によって、企業の知識・情報増大が期待される。最近の事例として「地球環境保全試験研究費」(環境省)²⁹がある。

公的研究開発については、前章の「基本政策と推進体制」、「研究開発資金」等の項目を参照されたい。

[7] 社会基盤

社会基盤 (インフラストラクチャー) のうち、研究インフラは研究開発の活動に必要な資源を入手・利用するために必要なシステムを指し、民間企業も利用できる大型の研究設備 (スパコン、共同利用施設) やデータ・アーカイブ等が該当する。これらの研究インフラを利用することによって、個々の企業では困難な分析等が可能になる。これらについては前章「研究基盤整備」を参照されたい。

一般の社会基盤 (インフラストラクチャー) は社会活動全般に係わっているものを指し、供給サイドの企業活動に必要なリソースを提供する。具体的には電力・ガス等のエネルギー、水、交通、通信等を指し、いずれも公共サービスとして提供されている。

現在、グリーン化 (GX) やデジタル化 (DX) に向けた対応や、少子高齢化・地方創生等への取組みが

29 各府省が中長期的視点から計画的かつ着実に、関係研究機関において地球環境保全のための研究を実施する。実施機関は国立試験研究機関、国立研究開発法人及びこれに準じる機関に限定。

求められている。

以下、この広義のインフラについて政策実例を挙げる。全体的な動向と、電力・ガス等の個別分野ごとの動向をそれぞれ記述する。

表 11-10 広義のインフラストラクチャーの例 (全体的な動向)

項目 (例)	説明
上下分離化・自由化	<p>下部 (インフラ) と上部 (サービス) の経営を分離すること。新しい事業者の参入によって競争を促すことにより、経営の効率化、サービスの多様化、インフラの強靱化をめざす。国が法制化したもの、政策によって誘導したもの等、さまざまな形がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、道路、航空、港湾…設備の管理とサービスを分離 (1987年国鉄民営化以降、増加) ・電力…発電事業、送配電事業、小売電気事業の経営分離 (2020年) ・ガス…大手3社の導管分離 (2022年) ・水道…水道法改正 (2018年) →民間資本の導入 (コンセッション方式) 増加 ・通信…通信自由化 (1985年) →通信網とサービス提供の業者がさまざまな形態で競争 →MVNO参入
都市OS	<p>スマートシティを支えるデータプラットフォーム。 従来、スマートシティの実証実験の取り組みごとに規格がバラバラだったため、優れた事例やサービスが現れても横展開につなげることができなかったことを解決するために、「相互運用 (つながる)」「データ流通 (ながれる)」「拡張容易 (つづけられる)」という3要件を掲げている。 先行システム： <ul style="list-style-type: none"> ・ビル単位でエネルギー消費の見える化や制御を行う…「BAS (Building Automation System)」、「BEMS (Building Energy Management System)」 ・地域のエネルギー管理を行う…「CEMS (Community Energy Management System)」 </p>

表 11-11 広義のインフラストラクチャーの例 (分野ごとの動向)

分野	項目 (例)	説明
物流	COVID-19の間接的影響	BtoB貨物については、経済の停滞等を受け、一時大幅に貨物量が減少。宅配便については、通販需要等の拡大により、取扱量の増加傾向。物流の小口多頻度化が急速に進行。労働力不足と高齢化が顕在化。
	物流総合効率化法	2016年改正。施設整備を伴わない、モーダルシフトや地域内での共同配送等の多様な取組を支援 (貸付等)。
	フィジカルインターネット	インターネット通信の考え方を、物流 (フィジカル) に適用した新しい物流の構想 (究極の物流効率化)。例：複数企業の物流資産 (倉庫、トラック等) をシェアしたネットワークで輸送するという共同輸配送システム等
鉄道	現況	デジタル化の進展、バリアフリー整備の社会的要請、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化、車内における事件に対応したセキュリティ対策、激甚化・頻発化する災害への対応、施設の老朽化対策などの安全投資の必要性が高まっている。
	運賃	運賃設定の自由度向上 (オフピーク定期券、運賃エリアの見直し等)、鉄道利用者が広く薄く負担する形、等を国交省で議論中。
	自動運転	地方鉄道を中心に運転士の確保が難しくなっている背景から、鉄道で自動運転を導入する際の指針を公表 (国交省)。国際規格の5段階に日本独自の規格を加えた6段階 (「GoA」)。
航空	環境問題	“Flygskam” (飛行恥) というスウェーデンの流行語 (二酸化炭素を多く排出する飛行機の不必要な利用を恥じる)。フランスで「2時間半範囲内で列車移動が可能な区間の航空機の運行を禁止する法律」が施行 (2022年4月) され、国内線3路線を廃止。欧州委員会も承認 (12月)。その他、ドイツは短距離路線の課税を2倍に引き上げ、オーストリアやオランダも短距離路線を縮小。

	COVID-19の影響	<p>大幅な利用者減少 国内便：10,187万人（2019年）→3,377万人（2020年） 国際便：9,493万人（2019年）→190万人（2020年） JAL、ANAとも2020年～21年連続の赤字見通し。各空港会社も厳しい経営環境にある。→国として税金の減免、支払い猶予等、無利子貸付等の支援。</p>
	ドローンの「空の道」	<p>航空法が改正され、ドローンを目視せずに有人地帯で飛ばせる「レベル4」の飛行が解禁（2022年12月）。過疎地等への物流手段として期待されるが、電池性能の向上による長時間飛行技術、大量ドローンの管制システムの整備、「機体認証制度」や「操縦ライセンス制度」の整備等が必要とされている。</p>
道路	施設の老朽化	<p>高度経済成長期に設置された多くのインフラ施設が耐用年数に至っている。2019年度末時点で、早期/緊急措置が必要とされた橋梁は約63,000橋、そのうち66%は未着手状態。例年の予算水準では予防保全への移行に40年かかるとされる³⁰。「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（2020年12月）にもとづき、約2.7兆円を老朽化対策に投入し、予防保全への移行10年前倒しをはかる。その他、ドローンを用いた画像計測等、点検技術の向上をはかっている。しかし、多くの地方公共団体は予算不足のため、インフラの縮小策が必要となりつつある。</p>
	ダブル連結輸送	<p>ドライバー不足への対策として、大型トラック2台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の利用を促進している。2020時点で、運業者7社、許可台数33台。複数業者による共同輸送、駐車スペースの整備等が今後の課題。また自動運転も見すえたトラック隊列走行の実証実験も継続中。</p>
通信	Beyond 5G	2030年を目指して5Gの次世代を構築する。
郵便		<p>私信の減少、ビジネスにおける紙媒体の減少により、取扱量が減った代わりに、配達先が増加しており、配達コストは減らない。労働力確保も難しい状況。配達頻度、送達日数等のサービス水準の見直しをおこなう。全国一律のユニバーサルサービスの維持が課題。</p>
電力・ガス	エネルギーの構造的問題	<p>東日本大震災以降、エネルギーについて構造的問題が浮上していたが、2022年に入って一層複雑な状況になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化石燃料への依存度が高い。そのため脱炭素化への取組みが難しい上に、経済安全保障の問題を抱える（ウクライナ侵攻を契機とした原油・天然ガス価格の高騰） ・原子力発電の減少（2000年代は発電量の30%程度→2019年時点で6%まで低下） ・再生可能エネルギー（太陽光発電等）のコスト高
	日本版コネクト&マネージ	<p>従来、発電事業者から電力系統につなぎにくい、負担金が高い、接続に必要な時間が長い等の指摘があった。これを解決する手段として「N-1電制」（予備系統の利用を緊急時の遮断を条件として開放する）、「ノンファーム型接続」（あらかじめ系統の容量を確保せずに、容量に空きがあるときにそれを用いる）等が導入されつつある。</p>
金融インフラ		<p>政府は給与をデジタルマネーで受け取る制度を2023年4月にも解禁する予定。銀行口座を持たない外国人やフリーランスを想定。従来の銀行優位性が小さくなる可能性。</p>

[8] 産学連携

大学等での産学連携の取り組みへの支援や、スタートアップ支援等の政策を指す。この政策によって、政府支援による研究開発の成果の市場化が可能となる、あるいは学と産の間を仲介するマッチングプランナー的な効果も期待される。

（→前章「産学官連携」「地域振興」、またスタートアップについては後章「スタートアップ支援」を参照されたい。）

30 国土交通省「道路行政を取り巻く最近の情勢について」、四国地方ブロック土木部長等会議・情報提供資料3(2021年5月31日)

[9] 技術支援

国や地方公共団体等がさまざまな方法で、技術の活用に関する支援を行うもの。具体的には地方公設試験場を通じた中小企業等への技術指導等を指す。新技術の普及促進や中小企業等の能力向上が期待される。いくつかの政策実例を下記に挙げる。

表 11-12 技術支援の例

項目 (例)	説明
ICT 地域活性化サポートデスク (総務省)	ICTを活用した地域活性化を支援し、ICTの実装や地方公共団体が保有するデータの活用等を促進するため、地域活性化に関する地方公共団体等からの問合せに一元的に対応する「ICT地域活性化サポートデスク」を開設。
地域林政アドバイザー制度 (林野庁)	市町村や都道府県が、森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいはそういった技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援を図るもの。 この取組を行う市町村や都道府県に対しては、特別交付税により雇用や委託の経費が措置される。
地方創生未来技術支援窓口 (内閣官房)	地方における Society5.0の実現に向けた技術（未来技術）の活用を支援するため、地方公共団体からの未来技術による地方創生に関する問い合わせに対応する「地方創生未来技術支援窓口」を内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局に設置
公設試験研究機関 (各地方公共団体)	公設試ともいわれる。地方公共団体が設置した試験所、研究所、指導所その他の機関をさす（全国154箇所 ³¹ ）。地場産業等の地域特性に合わせて、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を支援している。成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）等。

[10] 雇用・労働政策

労働者を保護するとともに、労働力の流動性を高める政策を指す。新しい分野やイノベーション活動に人が移動しやすくなることが期待される。その反面、我が国では有期雇用研究者の雇い止め問題等も生じている。雇用・労働政策は下記のように各省が多方面から実施している。

表 11-13 雇用・労働に係わる国の機関

項目	主管	内容
雇用対策	厚労省	若年者雇用対策、高齢者雇用対策、障害者雇用対策、外国人雇用対策、非正規雇用対策（有期・パート・派遣）、人材確保対策、地域雇用対策、等々
雇用の各種制度	厚労省	雇用保険制度、求職者支援制度、雇用関係助成金、雇用促進税制
労働基準	厚労省	労働時間等設定改善法、労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）、働き方改革推進支援助成金、働き方・休み方改善コンサルタント、年次有給休暇取得促進特設サイト、特別な休暇制度の普及促進、有給の特別休暇制度、勤務間インターバル普及のための取組、「しわ寄せ」防止特設サイト、業界団体と連携したIT業界の長時間労働対策事業、等々
産業人材	経産省	「働き方改革」、「人への投資」、「外国人の受入れ」、「ダイバーシティ」の各面から取組み

31 経済産業省 公設施一覧 <https://www.meti.go.jp/kousetsushi/kousetsushilist> (2023年1月20日閲覧)

研究開発に係わる人材の育成	文科省	将来の社会を支える人材育成 (初等教育、高等教育、専門教育、リカレント教育等)、特にDX分野の人材育成、女性の活躍促進、文化芸術資源の継承、Society5.0を実現するための研究開発
---------------	-----	--

雇用・労働政策に関する厚生労働省内の議論では、現状で下記のような課題があると指摘されている³²。

- ➡労働供給制約とそれに伴う人手不足 … 女性・高齢者の非労働力化、雇用のミスマッチ
- ➡働き方の多様化 … 非正規雇用を中心とした失業、フリーランスやプラットフォームワーカーといった新しい働き方、ワーク・エンゲージメントを高める雇用管理
- ➡デジタル化への対応と労働生産性の向上 … デジタル化への対応の差が労働生産性、賃金、柔軟な働き方といった格差につながるおそれ →人的資本投資の見直しが求められている
- ➡豊かな人生を支える健康的な職業生活の実現 … 休業経験やテレワークなどの柔軟な働き方 →メンタルヘルスなど労働者のウェル・ビーイングに影響
- ➡都市部と地方部における地域間格差 … 都市部でのテレワーク浸透、地方でのデジタル化遅れ

以下に最近の雇用・労働に係わる政策の例を挙げる。

表 11-14 雇用・労働政策の例

項目 (例)	説明
雇用関係の助成金 (厚労省)	雇用調整助成金 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた従業員の雇用維持のために、休業手当などの一部を助成 産業雇用安定助成金 同様に在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、その出向に要した賃金や経費の一部を助成 働き方改革推進支援助成金 労務管理の研修、時間管理システムの導入等を実施した場合に、設定目標に応じて助成金を支給
先導的人材マッチング事業 (地方創生)	「地域人材支援戦略/パッケージ」の一環として、地域金融機関等が職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組。大企業と地域企業間の年収ギャップを一部解消する給付金制度やキャリア支援研修プログラムの支援がある。
職場における学び・学び直し促進ガイドライン (厚労省)	2022年6月公表。従業員のリスクリングに向けて、労使が取り組むべき方策のための指針。従業員との目標共有や、学び直しのための時間や費用の支援、新たなスキルを発揮できる場の提供等。
高度人材ポイント制 (出入国在留管理庁)	高度外国人材の受入れを促進するため、高度外国人材に対しポイント制を活用した出入国在留管理上の優遇措置
有期雇用研究者の無期転換権付与を十年に延長	「科技イノベ活性化法」(2013年改正)により、労働契約法特例の「五年」を「十年」に延長。有期雇用研究者の雇い止めを回避する狙い →現在、十年後(2023年)の雇い止め問題が危惧されている
人的資本可視化指針 (内閣官房)	「サステナビリティ経営」の重要要素である人的資本への投資に対して「経営者からの説明」が期待されており、人的資本に関する資本市場への情報開示の手引として編纂。人的資本の可視化について、具体的な開示事項、手順、事例等をまとめている。

32 2022年度 雇用政策研究会「議論の整理」(2022年7月1日)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_030127159_001_00030.html (2022年11月21日閲覧)

<p>企業に男女間賃金格差の開示を義務付け</p>	<p>女性活躍推進法の省令改正 (2022年7月8日)。企業に男女間賃金格差の開示を義務付け。301人以上の従業員を持つ企業は自社の実態を把握し、公表しなければならない。</p>
<p>地方創生移住支援金・地方創生起業支援金</p>	<p>(地方創生移住支援金) 東京23区内に在住又は東京圏から東京23区へ通勤していた人が、東京圏外に移住し、①地域の中小企業へ就業、②テレワーク業務、③地域で社会的起業等をおこなった場合に、移住先市町村から支援金 (最大100万円→2023年度より最大300万円) を支給。起業の場合、下記の地方創生起業支援金の対象も含む。 (地方創生起業支援金) 東京圏外で社会的事業の起業 (あるいは事業承継や第二創業) を行い、かつ居住した場合に、起業等のための伴走支援と事業費への助成 (起業等に必要経費の1/2、最大200万円)。 家族で移住し、起業した場合には上記移住支援金と合わせて最大100万円+200万円=300万円 (2023年度より最大500万円) の支援が受けられる。</p>
<p>「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ (厚労省)</p>	<p>2022年10月策定。コロナ禍での雇用維持支援や休業支援を中心とする緊急的・短期的政策から、中長期も見据えた雇用政策に力点を移す。意欲と能力に応じた「多様な働き方」を可能とし、「賃金上昇」の好循環を実現していくため、これまでの「賃上げ支援」に加えて、「人材の育成・活性化を通じた賃上げ促進」「賃金上昇を伴う円滑な労働移動の支援」「雇用セーフティネットの再整備」の一体的、継続的な取組を推進する。</p>

[11] 知的財産

いわゆる「発明」、「特許」等に係わる施策を指す。また最近では農林水産物のブランド保護や、個人情報と営業秘密の保護等も視野に入れなければならないとなっている。供給サイドから見ると、知的財産は自社の無形資産の権利を明確にした上で、ライセンス対価を得るという大きなメリットがある。

この知的財産に係わる政策はいろいろな面でイノベーション活動に影響を与える。たとえば、知的財産を中心として自社のビジネスモデルを検討するためのツールとして、知的財産戦略本部では「経営デザインシート」³³ (2018年) を公開した。このようなツールを企業が利用することによって新たなビジネスが、さらにビジネス・イノベーションが生まれる可能性も期待できる。

知的財産全般については前章「知的財産・標準化」の項目を参照されたい。

[12] 競争政策

競争的な市場環境を維持・促進することにより望ましい経済成果を実現するための政策であり、「独占禁止法」を根拠としている。

公正取引委員会が所管しているが、実際の競争政策の実施にあたっては、複数の省庁が関与している。

- ➔経済産業省：産業界における適正な競争環境の整備、事業者間の紛争解決の支援
- ➔総務省：通信分野の競争政策
- ➔消費者庁：消費者保護

2018年に改正された「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」によれば、最近ではグリーン・イノベーションはじめ研究開発にコストがかかる背景から、企業の統合には前向きな姿勢がうかがわれる。

33 「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース報告書～経営をデザインする～」(2018年5月)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/index.html (2022年12月22日閲覧)

表 11-15 競争政策の例

項目 (例)	説明
企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針 (公取委)	2018年12月17日改定。類似商品を研究開発している企業同士の結合が公正な競争を妨げる恐れ、市場規模が小さいため複数事業者による競争が維持できない場合の考慮、データ等を有するスタートアップ企業等を買収する場合の競争に及ぼす影響等。主としてデジタル産業の企業結合を前提としている。 例：SalesforceとSlack、GoogleとFitbit、ZHDとLINEの統合事例 → いずれも排除しない
スタートアップとの事業連携に関する指針 (公取委)	「スタートアップの取引慣行に関する実態調査」(2020年6月～11月)において、スタートアップと大企業の間で不適切な契約関係の実態を調査した。その結果にもとづいて、「スタートアップとの事業連携に関する指針」(2021年3月)を公表し、NDA、PoC契約、共同研究契約、ライセンス契約のあるべき姿を示した。
モデル契約書 (経産省)	上記「スタートアップとの事業連携に関する指針」(公取委)に沿って、スタートアップと事業会社の連携を通じて創出された知的財産等の最大活用をもって事業価値の総和を最大化するために、契約書のモデルを提示。“とりあえず共有”をNGとする。(2020年6月第1版、2022年3月第2版)
取引透明化法 (経産省)	2021年2月1日施行。特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いデジタルプラットフォームを提供する事業者を指定し、規律の対象とする。対象事業者は毎年、取引条件等の情報開示状況等について自己評価報告書を経産大臣へ提出する義務がある。 対象事業者：Amazon、楽天、Yahoo、Apple、Google。
デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査 (デジタル広告分野) (公取委)	2021年2月。2兆円の市場規模 (2019年時点) を持つデジタル広告は増加傾向にあり、多くの懸念が生じている。契約の設定、競合者の排除 (優先リクエスト、利用制限、特定の配信制限)、透明性の欠如 (表示基準、広告料、アカウント審査基準等) 等々。
アルゴリズム/AIと競争政策 (公取委)	2021年3月デジタル市場における競争政策に関する研究会。価格設定・価格調査アルゴリズム、ランキング操作、パーソナライズド・プライシング等の課題指摘。また、デジタルプラットフォームが持つ多面市場、ネットワーク効果、低い限界費用、規模の経済性という特徴への注目等。
ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査 (公取委)	2022年6月。昨今のDX (Digital Transformation) 化の流れを支えるソフトウェア業においては、多重下請構造の中で、下請法上の買いたたき、仕様変更への無償対応要求といった違反行為、中抜き事業者の存在が懸念されている。独占禁止法、下請法の適用強化、「優越Gメン」による立入調査を検討中。
アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化 (公取委)	2022年6月。社会経済の急速な変化に対応し、イノベーションや企業の成長を促す競争環境を整備するために、違反行為を排除して競争を回復させる (エンフォースメント：厳正かつ的確な執行) と競争環境を整備する対応を促す (アドボカシー：唱導) の両輪で取り組む。
炭素中立に向けたイノベーションのための競争政策 (経産省)	2022年7月産業構造審議会。複数企業で連携して取り組む場合、イノベーションを不当に抑制しようとする企業間の合意に対する厳正な対処、逆に生産設備の集約やサプライチェーンの脱炭素化に向けた企業間の大規模な合意を強力に後押しする等。
価格転嫁を受入れなかった発注企業名の公表 (公取委)	2022年12月。原油値上がりや急激な円安進展等による原材料費上昇が見られる中で、緊急調査 (対象8万社) によると取引価格が据え置かれている発注者が4千社以上存在した。これらを含めて発注者3万社に価格転嫁状況を調査した結果、「優越的地位の濫用」の可能性のあるものとして、明示的に価格協議を行わなかった、あるいは価格据え置き理由を書面回答しなかった発注者13社の企業名を公表した。

[13] 貿易・海外投資

対外取引の正常な発展と自由貿易を推進するとともに、我が国や国際社会の平和・安全を維持することを目的とする。

「外為法」(対外取引の管理や調整を行うための法律)³⁴と、「WTO協定」(貿易の自由化を推進するためのルール取り決め)³⁵を大きな柱としている。

最近の政策実例を下記に掲げる。

表 11-16 貿易・海外投資に係わる政策例

項目 (例)	説明
経済安全保障推進法	令和4年法律第43号(8月1日施行)。分野横断的かつ喫緊の課題として、重要物資のサプライチェーン強化、基幹インフラの信頼性確保、重要先端技術の開発推進、特許出願非公開の4施策の基本方針を定める。指定された重要物資・重要技術を扱う事業者は国の支援と管理の対象となる。
外資規制	外国の投資家が日本企業の株式を取得する場合、事前の届出や、事後報告を義務づけ(外為法)。また個別の業界について規定した法律のなかで、外資を制限している。対象は鉱業法・日本電信電話株式会社法・電波法・放送法・船舶法・航空法・貨物利用運送事業法。
みなし輸出管理	技術提供取引を通じた機微技術の国外流出を防止する観点から、日本国内における非居住者への特定技術の提供を国外への提供とみなし、これを管理する。
人権デューデリジェンス	企業は国連指導原則の下、日本国内・世界各地におけるサプライチェーン等における人権に対する負の影響に注意を払わなければならない。「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(2022年9月)。

[14] 規制・規制緩和

製品・サービスに関する規制(基準)の撤廃・軽減または新たな規制の導入を指す。

さまざまな分野での規制が存在する:

- ➔社会的規制: 衛生、医療、教育、環境、保安や消費者保護
- ➔経済的規制: 独禁法や労働法による規制、公益事業や業法産業(金融・農林水産等)、特定産業に対する参入や価格等に関する規制等

規制によって、新たな産業・商品・サービスの創出や、リスクの低減と予見可能性の向上による投資促進が期待される。

最近ではイノベーションを阻害するような規制を前向きに緩和していく流れが見える一方で、国際関係の緊張や新技術の悪用の懸念から安全保障に係わる面での規制が強まっている。

「規制改革実施計画」(2022年6月7日閣議決定)では次のような方針が決められた。

- ➔分野ごとにおこなう規制改革
 - スタートアップ・イノベーション
 - 医療・介護・感染症対策
 - 地域産業活性化

34 対外取引の正常な発展、我が国や国際社会の平和・安全の維持などを目的に外国為替や外国貿易などの対外取引の管理や調整を行うための法律。

35 貿易の自由化を推進するため、技術や関税に関する国際的なルールを取り決め。164カ国が参加。

- グリーン
 - 「人」への投資
 - デジタル基盤
 - ➔横断的に取り組む規制改革
 - デジタル原則を踏まえた横断的な見直し
 - 資格要件（学歴等）の見直し
 - 地方公共団体ごとのローカルルール見直し
 - ➔国家戦略特別区域、規制のサンドボックス制度を活用した取組を一体的に取りまとめる
- 「特区」「サンドボックス」は国の規制を部分的に緩和して、民間事業者や地方公共団体による活動や事業を活性化させたり、新たな産業を創出したりすることを狙う。それらの政策実例を下記に挙げる。

表 11-17 規制の緩和、特例の例

項目（例）	説明
構造改革特区	地方公共団体主体： 一旦措置された規制改革事項であれば、全国どの地域でも活用できる（2002年12月～構造改革特別区域法による）
総合特区	地方公共団体主体： 地域の特定テーマの包括的な取組を、規制の特例措置に加え、財政支援も含め総合的に支援（2011年6月～総合特別区域法による）
国家戦略特区	地方公共団体主体： 活用できる地域を厳格に限定し、国の成長戦略に資する岩盤規制改革に突破口を開くことを目指す（2013年12月～国家戦略特別区域法による）
グレーゾーン解消制度	民間企業主体： 予定している具体的な事業計画について、所管の省庁へ問い合わせ、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度（2014年1月～産業競争力強化法による）
新事業特例制度	民間企業主体： 事業者が規制の特例措置を提案し、その適用を認める制度（2014年1月～産業競争力強化法による）
規制のサンドボックス（新技術等実証制度）	民間企業主体： AI等の革新的技術やビジネスモデルの実証を迅速に行い、規制を見直す制度（2018年6月～産業競争力強化法による）
規制のサンドボックス（地域限定型）	地方公共団体主体： 国家戦略特区において、国・自治体・事業者の三者が一体となり、区域計画の認定を受けることで、関係省庁等の規制法令の許可等を受けたものとみなす（2020年9月～国家戦略特別区域法による）

一方、これまで規制の対象になっていなかった取引や行為等において、特に安全保障上の懸念があるものに対して新たな規制が加えられた。それらの例を下記に挙げる。

表 11-18 規制 (安全保障等に係わるもの) の例

項目 (例)	説明
外為法改正 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・(2017年改正) 国の安全に関する投資に関し、事前届出制対象への追加や事後措置命令を導入。 ・(2019年改正) 上場会社の取得時事前届出の閾値を引き下げ、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止について行為時事前届出を導入 ・(2022年改正) 資本取引規制の対象に暗号資産を追加、暗号資産交換業者に資産凍結措置の確認義務等
経済安全保障推進法 (再掲)	令和4年法律第43号(2022年8月1日施行)。分野横断的かつ喫緊の課題として、重要物資のサプライチェーン強化、基幹インフラの信頼性確保、重要先端技術の開発推進、特許出願非公開の4施策の基本方針を定める。指定された重要物資・重要技術を扱う事業者は国の支援と管理の対象となる。
重要土地等調査・規制法	令和3年法律第84号(2022年9月1日施行)。重要施設(防衛関係施設等)の周囲1km以内の土地と、領海などの基点となる離島を「注視区域」として規制の対象とする。国は注視区域に指定した土地の利用状況を調べ、施設の機能を妨げる行為があれば、中止を命じられる(罰則付き)。特に重要な「特別注視区域」では、一定面積以上の売買に事前の届け出が義務付けられる。
ドローン規制	2015年以降、航空法、小型無人機等飛行禁止法、電波法等によって規制。重要施設や公共施設上空の飛行禁止、危険操縦の禁止等。

[15] 標準

標準は需要サイド(消費)にとって重要な購入条件となり、逆に供給サイド(メーカー)にとって消費側の要求を満たすために必要な条件となる。

標準は消費側にある種の安心感を与えるとともに、標準に準拠する多くのメーカーの中から製品を選択できる利点がある。

これらについては前章「知的財産・標準化」を参照されたい。

[16] 公共調達

国等の公的機関と民間企業との契約による物品やサービスの調達を指す。これにより、新技術・サービスを提供する企業の育成や、新技術に対する初期需要の創出を狙う。

要請(公正性、経済性、履行の確実性、透明性)を満たすことが求められる。

具体的な政策実例を下記に挙げる。

表 11-19 公共調達の例

項目 (例)	説明
グリーン調達 (環境省)	「グリーン購入法」により、国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進する。国等の各機関のほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務なども定める。基本方針にもとづき、特に重点的に調達を推進する特定調達品目を決めている。各機関は毎年度調達方針と調達実績を公表する。
ZEB (環境省、国交省、経産省等)	Net Zero Energy Building. 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。国や地方公共団体等の建築物における率先したZEBの実現を目指す。技術提案の評価配点を考慮する他、高効率設備の導入等に対して支援をおこなう。

PPP/PFI (内閣府)	PPP：公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム PFI：PPPの一形態として、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する。PFI法にもとづく。コンセッション事業等、4つの類型がある事業の実績（2019年度末）：累積818事業、契約額累積65,000億円以上。事例として、水道事業、廃校のサッカーカレッジ、償却施設の集約等。
------------------	---

[17] 認知向上・行動変容・ナッジ

国や地方公共団体等がさまざまな方法で、施策に対する国民、住民の意識を高め、施策に対する納得感や自然な行動変容をもたらすことを指す。

認知向上によって、民間から優れた提案・アイデアが現れて、公的な調達や支援につながる効果も期待される。

次のようなアプローチが使われている。

表 11-20 認知向上等に対するアプローチ種類

項目	説明
(以下は特徴を説明するための区分であり、実際にはすべての特徴を含むことが多い)	
認知向上	施策を周知してその意義や内容を知ってもらう、成功事例等を示して政策への期待を高める、情報交換を進めて活動を活性化する等。 例：ロゴマーク、情報交換サイト
行動変容 (インセンティブ)	特別なインセンティブを付けて、望ましい方向へ誘導する。 例：ポイント制度、表彰制度、認定制度
ナッジ	望ましい行動や意思決定をそとと後押しする。 例：エコドライブのスコア判定、メニューのデフォルト設定（オプトアウト/オプトイン）

具体的な政策事例として下記を挙げる。ここでは「顕彰」、「登録/認定/ポイント」、「情報共有」の3つに区分しておく。

表 11-21 認知向上等に係わる政策例

項目 (例)	説明
(顕彰)	
SDGs未来都市 (内閣府)	SDGsに取り組む地方公共団体等を政府が選定し、公表
S-Booster (内閣府)	国、独法、民間スポンサー企業が協力して、宇宙を活用するビジネスアイデアコンテストを開催（2017年～）。社会人、学生等から幅広くビジネスアイデアを募集し、優れたビジネスアイデアには表彰はじめ事業化に向けた支援をおこなう
オープンイノベーションチャレンジ (内閣府)	2017年～。国の省庁及び地方自治体を持つ課題をもとに「募集テーマ」を設定し、中小企業、大学を対象に、新技術や新サービスのアイデア・ビジネスモデルを募集し、表彰する。実現可能性のあるものは各省庁、自治体等で試験的に導入。
(登録/認定/ポイント)	
くるみん認定、えるぼし認定（厚労省）	「子育てサポート企業」、「女性の活躍を促進している企業」をそれぞれ厚生労働大臣が認定し、公共入札等において加点する。

なでしこ銘柄 (経産省)	東京証券取引所と共同。「女性活躍推進」に優れた上場企業を投資家にとって魅力ある銘柄として選定、紹介。
マイナポイント (総務省)	マイナンバーカードの普及促進のために、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるポイントが付与される。第一弾、第二弾のキャンペーンによってカード交付数の増加効果が見られた (図11-7参照)。
大阪関西万博 (内閣官房)	万博に向けたロゴマーク等。
(情報共有)	
サイバーセキュリティ対策 (総務省)	「国民のためのサイバーセキュリティサイト」から啓発活動。スマートフォン、Wi-Fi、テレワーク等のシーンごとや、企業・組織向けの対策に至るまでわかりやすく説明。
ナッジ・ユニット (BEST) (環境省他)	環境省はじめ地方公共団体、民間企業の中で、ナッジ活動を推進するボランティア・チーム群。環境省チームはエネルギー消費のビッグデータをAI技術等で分析・利用する"BI-Tech"を提唱。

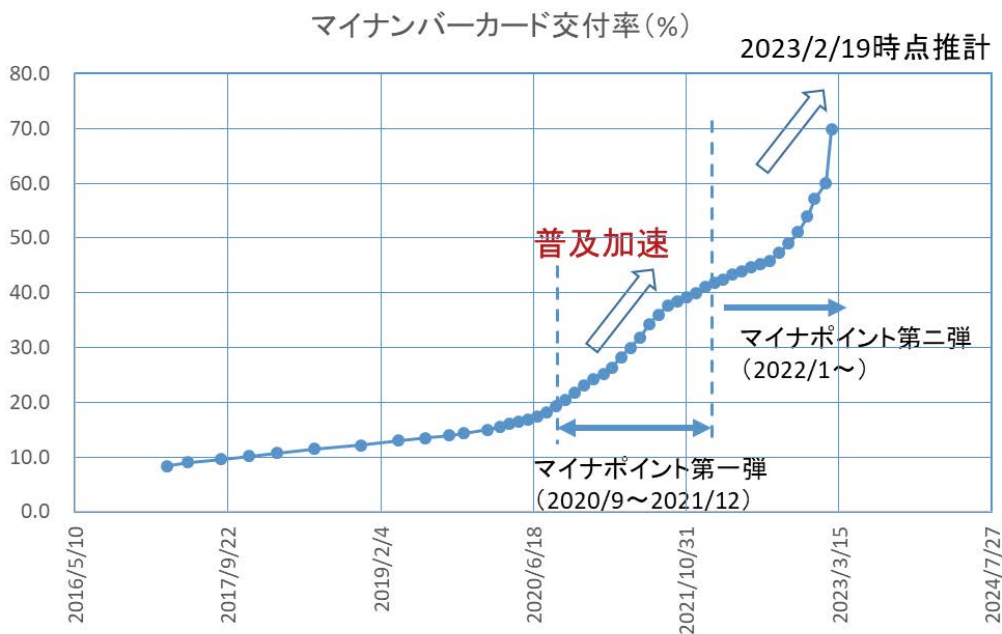


図11-7 認知向上策の事例 (マイナポイント)

(総務省・マイナンバーカード交付状況³⁶よりCRDS作成)

[18] ビジョン・戦略・目標・指標

国や地域の施策についてその基本的な制度、考え方、計画を示し、共有する。

そのために未来予測 (フォーサイト)、長期見通し、戦略文書等による将来像や戦略目標を提示する具体的な活動を進めるために、各種指標による方向付け、相互学習、指針作りをおこなう。

期待される効果として、様々なステークホルダーの取り組みや資金を方向付けることができる、ステークホルダーによる特定の目的 (価値創出) に向けたボトムアップの取組みを誘導することができる等が挙げられる。(→前章「基本政策と推進体制」「評価・モニタリング」等を参照されたい。)

36 https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html (2023年2月22日閲覧)

[19] 協議会・コンソーシアム

産・学・官・金・民等のさまざまなステークホルダーによるプラットフォームを指す。

地方自治法における「協議会」は「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。」³⁷と定められている。

これに対して、コンソーシアムは一般に共同事業体を指す言葉である。

このような仕組みを用いて、ステークホルダー間の情報共有の促進や、方向性の議論、ボトムアップでの取組み促進等が期待される。

各分野で実行されている実例を下記に挙げる。

表 11-22 協議会・コンソーシアムに係わる政策例

項目 (例)	説明
未来技術社会実装 (地方創生)	未来技術を活用した新しい地方創生を目指し、地方創生の観点から、革新的で先導性と横展開可能性等に優れた提案について、社会実装に向けた関連事業の現地支援体制 (地域実装協議会) を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う。
地域コンソーシアム (知財本部)	知財創造教育に取り組んでいる教員、地域企業、関係機関など、教育現場と地域社会が効果的に連携・協働を図りながら、地域一体となって知財創造教育を推進するための基盤体制を形成する。
スマートシティ官民連携プラットフォーム (内閣府他)	スマートシティの取組を官民連携で加速するため、内閣府はじめ12府省、企業・大学・研究機関等 (454団体)、地方公共団体 (187団体) が参画。事業支援、分科会の開催、マッチング支援、普及促進活動等を実施。
GXリーグ (経産省)	GXに積極的に取り組む「企業群」が、官・学・金で一体となって経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場の創造のための実践を行う場を作る。企業400社以上が賛同。2022年度は市場ルールの形成に向けた準備を開始し、カーボン・クレジット市場も含む実証事業に着手する予定。

(3) スタートアップ支援のための諸政策

以上ではイノベーションに対応する政策手段を、需要、供給、ガバナンスの角度から19の項目に分けて説明してきた。

しかし今や「スタートアップ」はイノベーションにおいてきわめて大きな存在であり、政策手段の対象としても重要である。図11-8において、スタートアップ支援に係わる政策はイノベーション政策の集合に含まれ、科学技術政策寄りに位置していると考えられる。

37 文科省「地方自治法における「協議会」制度について」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1345145.htm (2022年12月20日閲覧)

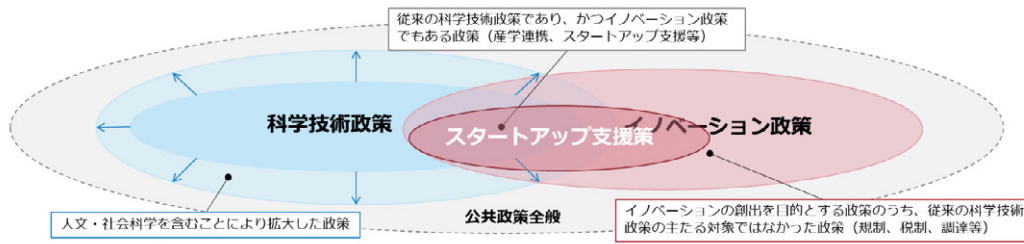


図11-8 スタートアップ支援のための政策の位置付け

2022年10月の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」³⁸において、成長分野における大胆な投資の促進の柱の一つに「スタートアップの起業加速」が置かれ、その実施計画として11月に「**スタートアップ育成5か年計画**」が決定された³⁹。具体的には、**スタートアップ担当大臣**を設置するとともに、過去最大規模の1兆円のスタートアップ育成に向けた予算措置を閣議決定した。この計画ではスタートアップへの投資額を、5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とすることを目標に掲げて、次の三つの柱を立て、合わせて49件の推進テーマを設定している。

第一の柱：スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築（12件）

第二の柱：スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化（28件）

第三の柱：オープンイノベーションの推進（既存の大企業からスタートアップへの投資を図る）（9件）

この「**スタートアップ育成5か年計画**」に掲げられた49件の推進テーマの中には、すでに着手している政策を一層加速・強化しようとするものが多い。49件の中で、特に次のような政策項目が重視されているので、それらについて個々の具体的政策を取り上げ、それがどのようにスタートアップ向けに支援をおこなっているかをまとめる。

- 投資・融資・債務保証
- 税制
- 人材育成
- 雇用・労働政策
- その他

なお以下に掲げるそれぞれの表では、先の19項目の実例表でまとめたような一般向けの施策とは異なり、スタートアップ支援の性格が特に強い施策を挙げている。これらのうち、★が付いたものは「スタートアップ育成5か年計画」で掲げられた施策である。

38 2022年10月28日閣議決定

39 新しい資本主義実現会議（第13回）（2022年11月28日）

(投資・融資・債務保証)

表 11-23 投資・融資・債務保証によるスタートアップ支援の例

項目 (例)	説明
出資型新事業創出支援プログラム (SUCCESS)	2014年度～。JSTの研究開発成果の実用化を目指すベンチャー企業に対し、出資や人的・技術的援助 (ハンズオン) を行う。JSTがベンチャー企業の株主になることで民間の資金が集まってくる「呼び水効果」を狙っている。また、金銭による出資だけでなく、JSTが保有する知的財産や設備等を現物で出資することも可能としている。特に知的財産の現物出資を可能とすることで、JSTや大学が持っている未利用特許の有効活用が見込まれる。
大学・小中高生でのスタートアップ創出に向けた支援★(1)	(5か年計画第一の柱 (5)) スタートアップ・エコシステム拠点都市 (8都市) を中心に、海外のアクセラレーターやベンチャーキャピタルの参加を得て、グローバルな展開を含め、5年間で5,000件以上の案件について大学発の研究成果の事業化を支援する。
研究開発型スタートアップへの支援策の強化★	(5か年計画第二の柱 (4)) 補助上限の拡大、支援メニューの拡大、海外ベンチャーキャピタルを含めて対象となるベンチャーキャピタルの拡大を行うこととし、このため現在 (年間60億円) に比べて3倍規模の5年間分1,000億円 (年間200億円) の基金を新規造成する。この際、スタートアップの負担を考え、手続きの簡素化に努める。
創薬ベンチャーへの支援強化★	(5か年計画第二の柱 (5)) 今後、支援対象を感染症関連以外で資金調達が困難な創薬分野にも広げることとし、このための10年間分3,000億円 (年間300億円) の基金の積み増しを行う。この際、スタートアップの負担を考え、手続きの簡素化に努める。
海外先進エコシステムとの接続強化★	(5か年計画第二の柱 (6)) ボストンでは、バイオ分野のベンチャーキャピタルが高度な専門性を有するキャピタリストを揃え、会社立ち上げ前の基礎研究の段階から大学、病院、製薬会社等と連携して支援を開始するなど、スタートアップ創出・育成モデルの進化により、バイオスタートアップの早期のエグジットを実現している。こうした世界最先端のエコシステムと、我が国の創薬スタートアップのエコシステムとの接続を強化する。
経営者の個人保証を不要にする制度の見直し★	(5か年計画第二の柱 (13)) 新しく、スタートアップの創業から5年未満について個人保証を徴求しない新しい信用保証制度を創設する。このための信用保証協会への損失補償等として121億円を措置する。

(税制)

表 11-24 税制によるスタートアップ支援の例

項目 (例)	説明
研究開発税制	<p>法人税額から「試験研究費」の一定割合 (2~14%) を控除できる制度、さらに中小企業は法人税額を減らせば法人住民税額 (法人税額が基準) も減となる。研究開発税制の概要を下記の図 11-9 に示す。法人税額の控除上限と試験研究費の控除率の2条件がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●狙い： <ul style="list-style-type: none"> ・企業の研究開発は短期志向になりがち →リスクを国が一部負担して中長期的な産業競争力を強化 ・経済安全保障 →各国の税制/優遇政策に対して Equal fitting ・どこからイノベーションが起きるかわからない →分野を問わない制度 ・スピルオーバー効果 →外部に対しても正の波及効果がある (ただし“自分だけ投資しなくてもよさそう”となりやすいため、政策支援が必要) ●5年間で民間の研究開発投資 90兆円を目指す (第6期基本計画) ●次の3区分がある： <ul style="list-style-type: none"> ・「一般型」(大企業向け) ・「中小企業技術基盤強化税制」※ ・「オープンイノベーション型」(大学、国研向け)1993年より ●活用実績 (2020年度)： <ul style="list-style-type: none"> ・一般型+中小型：適用 8,668社 (5,053億円)：化学、電機、輸送用機械多い ・オープンイノベーション型：適用 562社 (108億円)：化学多い ●租税特別措置の不適用措置の見直し 収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも特に消極的な大企業に対し、研究開発税制などの一部の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置 「給与等総額が前年度以下」見直し →「前年度から1%以上増加していない」 ●試験研究費の定義が重要となる⁴⁰。 法令上の定義 (次の3点をすべて満たすもの) <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度中の損金に相当 (ソフトウェア等の購入費含む) ・製品の製造、技術の改良、考案若しくは発明、対価を得て提供する新たなサービスの開発に係わる研究開発 ・原材料費、人件費、経費、委託試験研究費、技術研究組合の賦課金 ●「研究開発 (≡試験研究)」の定義 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う活動で (新規性)、 ・独自の概念及び仮説に基づき (創造性)、 ・結果に不確実が伴い (不確実性)、 ・計画的に行われ (計画性)、 ・結果の再現可能性があるもの (再現可能性) ※アートではない 2021年度改正から業務改善やプロセスイノベーションも試験研究性が明確に認められるようになった。
オープンイノベーション促進税制	<p>オープンイノベーションを目的としてスタートアップ企業の株式を取得する場合、取得価額の25%を課税所得から控除できる。(図 11-10 参照) 2020~2021年度内の取得が対象 →対象を拡充して2024年度末まで延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オープンイノベーションの要件 対象法人がスタートアップ企業の革新的な経営資源を活用して、高い生産性が見込まれる事業や新たな事業の開拓を目指す事業活動であること。 そのために以下の3点を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①対象法人が、高い生産性が見込まれる事業または新たな事業の開拓を目指した事業活動を行うこと ②①の事業活動において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであること ③①の事業活動の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力を行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであること ●海外スタートアップへの出資の場合は注意が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・1件あたり5億円以上 ・出資者は国内の対象法人又はその国内CVCであること

40 企業や税理関係者でも見解が異なることがある。

エンジェル税制	<p>個人投資家がベンチャー企業に投資した場合の優遇措置。 株式投資時点、株式売却時点のそれぞれにおいて税制上の優遇が受けられる。(図 11-11 参照)</p>
寄附の税制	<p>国立大学法人等への寄附（個人の所得税）は次の条件を満たせば減税の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学支援事業への個人寄附：学生等に対する修学の支援のための事業に充てられるもの ・研究等支援事業への個人寄附：学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業 <p>●さらに地方公共団体による指定を受けた法人※への寄附金である場合、住民税を減らすことができる。</p> <p>●文部科学行政分野への寄附に係わる税制優遇（所得税、法人税）を下表 11-25 にまとめる。</p> <p>●現物寄附（「株式等の有価証券」、「土地、建物等の不動産」、「教育研究用の設備や機材」等）の場合、みなし譲渡所得課税が生じる（寄附者の負担が大きい）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなし譲渡所得課税：個人が、株式、土地等の現物資産を法人に寄附した場合、寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税がかかる（図 11-12 参照） <p>→ 2018 年税制改正：文部科学大臣の証明を受けた基金の中で管理することにより、非課税措置を受けることが可能となった⁴¹。</p> <p>→ 2020 年税制改正：大学に限らず一般の認定 NPO 法人への現物寄附に対しても（一定要件を満たせば国税庁官の承認がなくても）非課税⁴²</p> <p>●地方公共団体から国（国立大学法人）への寄附</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来は原則禁止だったが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部を改正する規定（2011 年 11 月 30 日施行）により、地方公共団体の自主的な判断に委ねることになった。 ・寄附を受け入れる際には、必要となる諸経費を寄附金等の形によって他に転嫁することがないように抑制するとの方針は引き続き遵守。 ・「地方公共団体から自発的な寄附金等の支出があった場合には、寄附金額、経緯及び内容の公表に努めること。」（閣議決定） ・国立大学法人においても公表することを要請。 ・事例： <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県飛騨市 → 東京大学「宇宙線研究所若手支援基金」 ・徳島県 → 徳島大学「総合診療医学分野」 ・秋田県大館市 → 弘前大学「大館・北秋田地域医療推進学講座」 <p>●外国からの寄附</p> <p>多くの取扱規定では、寄附の対価として知的財産等の譲渡・利用等の便宜を求める場合は、寄附を受け入れない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・某大学の例： <p>外国の団体等から寄附を受けようとする場合、受入れに当たり、国際関係上の問題が生じる恐れがないかどうか等については、慎重に判断する。なお、寄附の申込みがたとえ職員からのものであっても、その原資が外国の団体等のものであれば、同様に、慎重に判断する必要がある。</p> <p>●企業版ふるさと納税</p> <p>地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附→法人関係税を税額控除</p>
社外高度人材に対するストックオプション税制	<p>「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」（2019 年 7 月 16 日施行）による計画認定制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立 10 年未満等の要件をみたし、ファンドからの出資を受ける企業が、高度な知識及び技能を有する社外人材を活用し、新事業活動を行い、新たな事業分野の開拓を行うこと ・通常はストックオプション権利行使時に給与所得等課税、さらに譲渡時に譲渡所得等課税 → 税制の適用により、譲渡時まで課税繰り延べ ・取締役、執行役及び使用人 + 高度な知識又は技能を有する社外の人材を対象 ・「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」を申請し、認定を受ける ・高度人材の例 <ul style="list-style-type: none"> ・国家資格（弁護士、会計士等）+ 実務 3 年以上 ・博士+ 実務 3 年以上 ・高度専門職の在留資格+ 実務 3 年以上 ・先端的人材育成事業に従事（「未踏」、「異能（Inno）vation」等）、他

41 文科省 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1403895.htm (2022 年 12 月 1 日閲覧)

42 内閣府 NPO <https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/r2zeiseikaisei.pdf> (2022 年 12 月 1 日閲覧)

<p>出国税等に関する税制上の措置★</p>	<p>(5か年計画第二の柱 (18)) スタートアップの海外展開を促進するため、スタートアップの海外進出時に経営者自身が海外赴任する際、自身のスタートアップの株券を担保として提供しなくても、会社が保証することで出国可能であることを確認・周知する。また、従業員等であっても株式を質権設定すれば同様に株券の担保としての提供を不要とすることとする。</p>
<p>組織再編の更なる加速★</p>	<p>(5か年計画第三の柱 (5)) 大企業が有する経営資源 (人材、技術等) の潜在能力の発揮や大企業初のスタートアップ創出の観点からは、スピノフの促進が重要。このため、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても課税の対象外とする。</p>

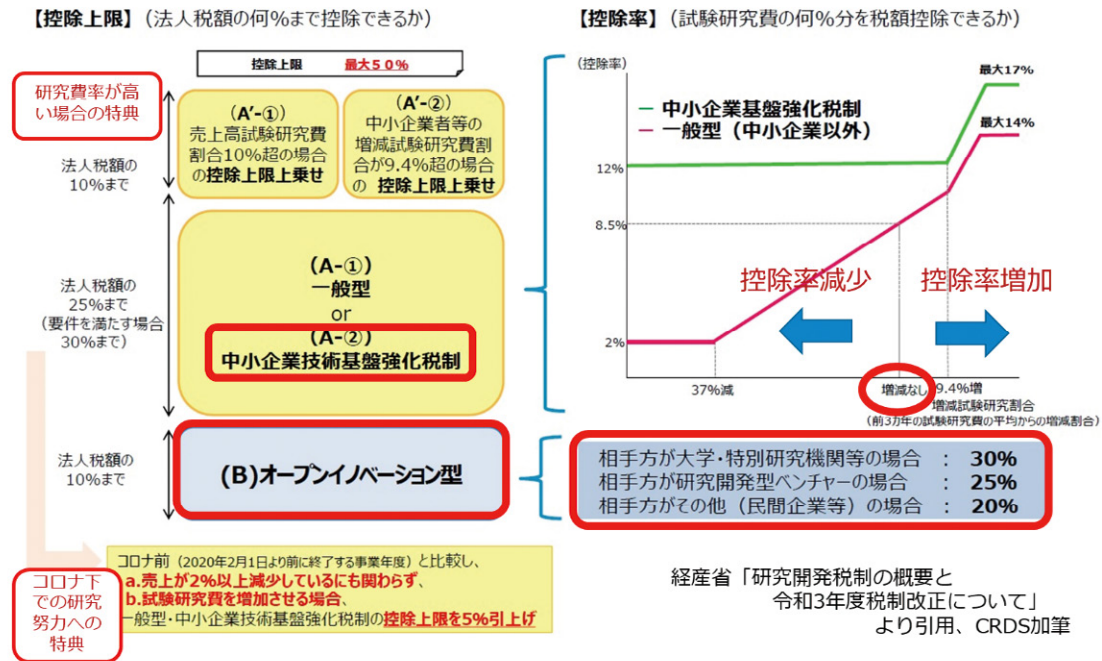


図 11-9 研究開発税制の概要⁴³ (2022年4月時点)

43 経産省「研究開発税制の概要と令和3年度税制改正について」
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/R4gaiyov2.pdf (2022年12月1日閲覧)

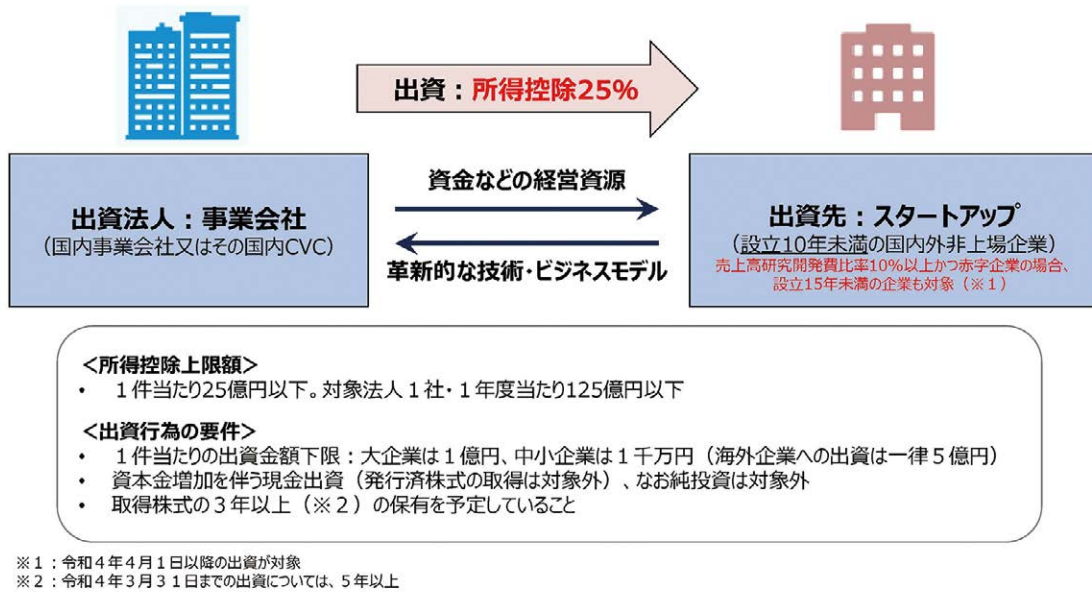


図11-10 オープンイノベーション促進税制の概要
(経産省HP⁴⁴より引用)

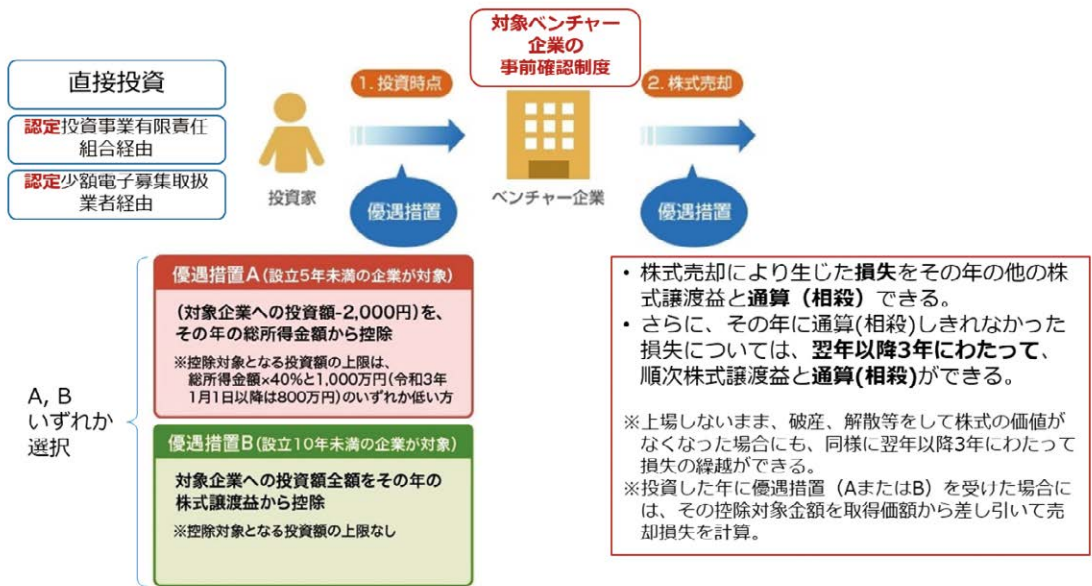


図11-11 エンジェル税制の概要
(中小企業庁HP⁴⁵より引用、CRDS加工・加筆)

44 経産省「オープンイノベーション促進税制の概要」
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html (2022年12月1日閲覧)

45 中小企業庁「エンジェル税制の仕組みについて(令和2年4月1日以降の出資について)」
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/structure/index2.html> (2022年12月1日閲覧)

表 11-25 文部科学行政分野における寄附税制優遇⁴⁶

		国 自治体	私立大学 (学校法人)	国立大学 公立大学	国立研究法 人(独法)	公益社団 ・財団法人
所得 税	所得控除 寄附金-2,000円を所得から控除	○	○	○	○	○
	税額控除 (寄附金-2000円)の40%を所得税額 から控除	×	○ (PST要件)	△ (※1)	×	○ (PST要件)
法人 税	特増寄附枠 (所得×3.125%+資本金×0.1875%) を損金算入	△	○	△	○	○
	国・自治体への寄附、 指定寄附 寄附金全額を損金算入	○	○ (私学事業団を通じ た場合)	○	△ (※2)	△ (※2)

※1 修学支援事業および学生・ポスドクに対する研究助成・能力向上のための事業については税額控除が認められる。

※2 重要な科学技術に関する試験研究を主たる目的とする独法や公益社団・財団法人等による研究のための固定資産の取得については、個別に指定を得れば指定寄附の税制優遇が受けられる。

(例) 寄附者が100万円で取得した株を、大学等へ寄附した場合

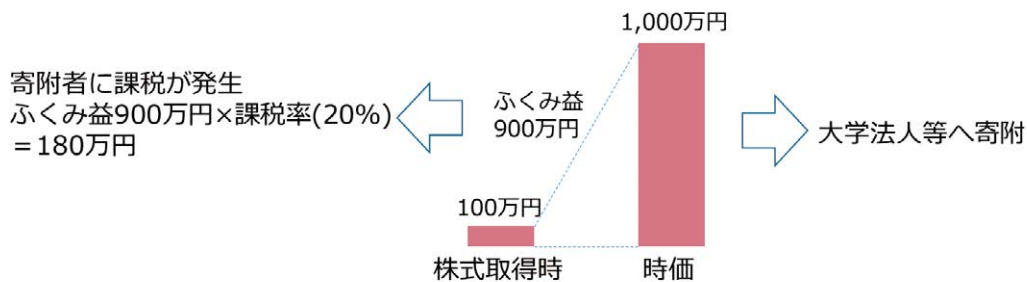


図 11-12 現物寄附における、みなし譲渡所得課税の問題 (CRDS作成)

46 文部科学省寄附フォーラム (2021年6月25日) 資料「寄附に係る基礎資料」を引用 https://www.mext.go.jp/content/20210621-mxt_kanseisk01-000014532_07.pdf (2022年11月21日閲覧)

(人材育成)

表 11-26 人材育成によるスタートアップ支援の例

項目 (例)	説明
次世代アントレプレナー育成事業 (EDGE-NEXT) ⁴⁷ (文科省)	2017～21年度。 EDGEプログラム に採択された大学をはじめ、これまで各地の大学で取り組まれてきたアントレプレナー教育で得られた成果や課題を踏まえて、大学等の研究開発成果を基にした起業や新事業創出に挑戦する人材の育成、関係者・関係機関によるベンチャー・エコシステムの構築を目的とした。 具体的には、学部学生や専門性を持った大学院生、若手研究者を中心とした受講者に対するアイデアの創出やビジネスモデルの構築を中心としたプログラムの実施により、受講者が将来の産業構造の变革を起こす意欲を持つようになる、より実践的な内容を重視したプログラムを支援した。
J-Startup (スタートアップ育成支援プログラム)	経産省、NEDO、JETROによる事務局が中心となり、「特待生」とサポーター、政府機関を結びつけ、タイムリーかつスピーディな支援をおこなう。
科学技術イノベーション人材育成プログラム (JST)	主に研究者、URA、大学等職員を対象として、科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成を推進。 <ul style="list-style-type: none"> • 目利き人材育成プログラム (研究推進マネジメント、起業環境整備支援) • 技術移転人材実践研修 • プログラムマネージャーの育成・活躍促進プログラム
全国アントレプレナーシップ人材育成プログラム (文科省)	産学官連携支援事業委託事業として、アントレプレナーシップ教育の受講機会の拡大に向けた調査や具体的な解決策の検討を行う。具体的には全国の大学生・大学院生を対象としたオンライン形式での「全国アントレプレナーシップ人材育成プログラム」を試行的に実施する。
海外における起業家育成の拠点の創設 (「出島」事業)(経産省) ★	(5か年計画第一の柱 (2)) 起業を志す若手人材20名を選抜してシリコンバレーに派遣する派遣事業について、今後、派遣規模を5年間で1,000人規模に拡大する。その際、学生や女性起業家を含めた幅広い人材を募集する仕組みとする。
留学や海外での学習体験支援 ★	(5か年計画第一の柱 (5)) 現在、大学生・大学院生については年間16,000人、高校生については年間1,400人の留学を支援してきているが、欧米等で教育を受ける大学生・大学院生については、多額の奨学金の返済に負担を感じる方がいることに加え、我が国に起業家精神を広く根付かせるため、中高生についても、留学や海外での学習体験等を積ませることに意義がある。このため、中長期的に支援の拡充を図ることを目指す。
大学・小中高生でのスタートアップ創出に向けた支援★(2)	(5か年計画第一の柱 (5)) <ul style="list-style-type: none"> • 小中高生を対象にして、起業家を講師に招いての起業家教育の支援プログラムの新設や、小中高生向けに総合的学習等の授業時間も活用した起業家教育の実施の拡大を図る。 • 起業家教育に体系的に取り組む高校・高等専門学校や、STEM分野13で高い能力を有する小中高生に対する教育機会の支援を強化する。

47 EDGE-NEXT : Exploration and Development of Global Entrepreneurship for NEXT generation

(雇用・労働政策)

表11-27 雇用・労働政策によるスタートアップ支援の例

項目 (例)	説明
外国人起業活動促進事業 (“スタートアップビザ制度”) (経産省)	未来投資戦略2018に沿って、外国人起業家の更なる受入れ拡大を目指す ・外国人起業家を支援する意欲のある地方公共団体が策定する「外国人起業活動管理支援計画」を認定する。 ・対象の外国人起業家は、最長で1年間、起業準備活動のために入国・在留することが可能となる。また、大学卒業後も継続して起業活動を行う留学生に最長2年間の在留を認める (いくつかの条件あり)。
スタートアップ向け経営人材 支援事業 (経産省)	2021年度。 大企業等に勤める人材の (x) をスタートアップエコシステムにSHIFT (x) x = “Work style” / “Skill” / “Career” プロボノ、副業、転職等の多様な働き方でスタートアップへの挑戦をコーディネートするモデル事業7件を採択し実証事業を実施 →8カ月間に全体で1,000件近くの大企業等人材へスタートアップ紹介・応募などを実施 →「いかにスタートアップの成長に寄与するか」という視点を持って各ステークホルダーが取り組めるかが重要
海外起業家・投資家の 誘致拡大★	(5か年計画第一の柱 (10)) 外国人起業家の誘致を加速するため、地方自治体だけでなく、国が認定したベンチャーキャピタルやアクセラレーターなどの民間組織も、スタートアップビザの確認手続きを行えるようにするとともに、最長在留期間の延長を図る。
再チャレンジを支援する 環境の整備★	(5か年計画第一の柱 (11)) 2022年に雇用保険法を改正し、失業給付について、本来なら原則離職後1年が経過すると受給資格を失うこととしたところ、起業して事業を行っている間は、最長3年までは、受給期間に算入しない制度を創設。起業家による再チャレンジを後押しする環境の整備を図る。
スタートアップへの円滑な 労働移動★ 「スタートアップチャレンジ 推進補助金 (スタチャレ)」	(5か年計画第三の柱 (3)) スタートアップへの円滑な労働移動にも資するよう、労働政策として、副業・兼業の促進を強化し、副業に人材を送り出す企業又は副業の人材を受け入れる企業を支援する。また、大企業の人材による出向の形での起業に対する支援を強化する。 2022年度から「スタートアップ・中小企業への兼業副業・出向等支援補助金 (中小企業新事業創出促進対策事業)」(2021年度補正予算)を展開。「スタートアップチャレンジ推進補助金 (スタチャレ)」と題して、27件の認定サービスを公開し、補助事業の申請受付を開始。 次の4類型で推進する。類型によって補助対象・補助金額が異なる。 ・類型A：武者修行・人材育成型 (大企業等向け) ・類型B：スタートアップ採用支援型 (スタートアップ等向け) ・類型C：人材直接受入型 (スタートアップ等向け) ・類型D：人材プール形成型 (仲介事業者向け)

(協議会・コンソーシアム)

表11-28 協議会・コンソーシアムによるスタートアップ支援の例

項目 (例)	説明
スタートアップ支援のプラットフォーム (Plus)	<ul style="list-style-type: none"> スタートアップ支援を行う政府系の16機関による支援プラットフォーム (AMED、JICA、JST、NARO、JETRO、IPA、NEDO、産総研、中小企業機構、INPIT、JBIC、NEXI、日本公庫、DBJ、REVIC、JIC) 支援情報の共有・整理・発信： ワンストップ相談窓口「Plus One (プラスワン)」を運用 個別事業の相互連携の促進： 参加機関間の支援メニューを連携 支援策の一覧は図11-13参照。
技術シーズと経営人材のマッチング★	(5か年計画第一の柱 (5)) 大学へのインキュベーション施設の整備を行う。また、大学や国立研究所 (産業技術総合研究所等) の技術シーズと、大企業における経営人材をマッチングするための取組を進める。
国内起業家コミュニティの形成促進★	(5か年計画第一の柱 (12)) 大学、スタートアップ、ベンチャーキャピタルなどの関係者が、エコシステム構築の成功事例等を互いに共有・研修する場として、大学支援フォーラムPEAKS等を活用する。
国内スタートアップ海外展開の強化★	(5か年計画第二の柱 (24)) スタートアップに関するグローバルなイベントでのネットワーキング等の対応を強化するとともにグローバル人材のマッチングや海外における技術実証・共同研究を進める。内閣府「対日直接投資推進会議」においてもスタートアップは重要視されている。

注：協議会・コンソーシアムはステークホルダー間の調整のためのプラットフォームを指すが、ここではスタートアップのための情報共有、ネットワーク形成を支援するものとして分類している。

Plus参加機関スタートアップ支援施策一覧

資金提供	投資	融資		
<p>AMED</p> <ul style="list-style-type: none"> ○QICLE(スタートアップ型(VICLE)) ○QICLE(一般型) ○医工連携イノベーション推進事業 ○創業ベンチャーエコシステム強化事業 ○希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業 (創業支援推進事業) ○医療機器等研究成果展開事業 ○開発途上国・新興国等における医療技術等実用化研究事業 ○ロボット/産機器開発等推進事業 ○再生医療・適任子治療の産学化に向けた基礎技術開発事業(再生・細胞医療・遺伝子治療産学化促進事業) ○産学連携研究プログラム <p>NARO</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イノベーション創出強化研究推進事業 ○スタートアップ総合支援プログラム (SBR)支援 <p>中小機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ファンド出資 ○債務保証制度 	<p>JST</p> <ul style="list-style-type: none"> ○START プロジェクト推進型 起業実証支援 ○START プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援 ○START プロジェクト推進型 SBRフェーズ1支援 ○START 大学・エコシステム推進型 大学推進型 ○START 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援 ○A-STEP実証支援 (逐次型) <p>NEDO</p> <ul style="list-style-type: none"> ○NEP(NEDO Entrepreneurs Program) ○STS (シード期の研究開発ベンチャーへの事業化支援) ○PCA(Product Commercialization Alliance) ○新エネルギー等シーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業 ○脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実証促進プログラム ○SBR推進プログラム <p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業・SDGsビジネス支援事業 <p>JETRO</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外大企業・CVCへのコネクションサービス 	<p>日本公庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新事業育成資金 ○挑戦支援資本強化特別貸付 (資本性ローン) ○新規開業資金 ○青年等就職資金 ○経営体育成強化資金 <p>JBIC</p> <ul style="list-style-type: none"> ○融資 <p>NEXI</p> <ul style="list-style-type: none"> ○LEADイニシアティブ (海外事業資金貸付保険) <p style="text-align: center;">相談・メンタリング・人材育成・インキュベーション施設</p> <p>AMED</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機器開発支援ネットワーク(医工連携イノベーション推進事業) ○BINDS(創業等先端技術支援基盤プラットフォーム) ○次世代医療機器連携拠点整備等事業 ○医療技術実用化総合促進事業(医療系ベンチャー育成支援プログラム) <p>JST</p> <ul style="list-style-type: none"> ○START プロジェクト推進型 ビジネスモデル検証支援 ○START 大学・エコシステム推進型 大学推進型 ○START 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援 <p>中小機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家への経営相談窓口 ○IP ePat <p>INPIT</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外展開知財支援窓口 ○営業秘密・知財戦略相談窓口 ○産学連携・スタートアップアドバイザー事業 (産学連携・スタートアップ相談窓口) ○IPランドスケープ支援事業 ○J-PlatPat (特許情報プラットフォーム) ○新興国等知財情報データベース ○開放特許情報データベース ○IP ePat <p>AMED</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知財・実用化の総合支援 	<p>JIC</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ベンチャー・グロス・ファンドによるスタートアップへの投資 ○民間ファンドへのLP投資 <p>JST</p> <ul style="list-style-type: none"> ○SUCCESS 出資型新事業創出支援プログラム <p>DBJ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投資 <p>REVIC</p> <ul style="list-style-type: none"> ○とっとり大学発・産学連携ファンド ○しまね大学発・産学連携ファンド ○産学連携1号ファンド (徳島大学) ○認知開発ベンチャーファンド (高知大学他高知県の高等教育機関) <p>JBIC</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投資 <p style="text-align: center;">海外展開</p> <p>JICA</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業・SDGsビジネス支援事業 ○JICA海外協力隊(民間連携) ○PARTNER ○日本センター ○奨励・投資促進(政策)アドバイザー <p>JETRO</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ジェトロ・グローバル・アクセラレーション・ハブ ○スタートアップシナリオ・アクセラレーションプログラム ○X-HUB TOKYO 東京スタートアップ海外展開支援事業 ○始動 Next Innovation ○海外テックイベント出席支援 ○インポートの高層IT人材獲得プログラム [JAPAN DAY] ○海外大企業・CVCへのコネクションサービス <p>中小機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外展開/ハズオン支援 ○海外展開セミナー <p>INPIT</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外展開知財支援窓口 <p>NEXI</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸出保険 ○格付情報提供サービス ○信用調査0件無料サービス (中小企業または農林水産事業者向け) 	<p style="text-align: center;">知財</p> <p>INPIT</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知財総合支援窓口 ○海外展開知財支援窓口 ○営業秘密・知財戦略相談窓口 ○産学連携・スタートアップアドバイザー事業 (産学連携・スタートアップ相談窓口) ○IPランドスケープ支援事業 ○J-PlatPat (特許情報プラットフォーム) ○新興国等知財情報データベース ○開放特許情報データベース ○IP ePat <p>AMED</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知財・実用化の総合支援 <p style="text-align: center;">マッチング</p> <p>NEDO</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金融マッチング ○JOIC <p>中小機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ○CEO商談会 ○J-GoodTech ○新価値創造展 <p>INPIT</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開放特許情報データベース <p style="text-align: center;">イベント</p> <p>中小機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新価値創造展 ○中小企業総合展 ○Japan Venture Awards <p>JST</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学発ベンチャー表彰

2-11 イノベーション政策

図11-13 Plus参加機関のスタートアップ支援施策

(NEDOホームページより引用⁴⁸⁾)

48 <https://startups.nedo.go.jp/Portals/0/document/plusone/plusmap.pdf> (2022年12月26日閲覧)

(4) イノベーション政策のまとめ

イノベーションに係わる政策は多岐にわたるが、特に「資金」と「人材」は企業活動の中核要素であり、さまざまな取組みが実行されている。

資金については「投資」と「税制」が大きなファクターである。

民間部門への投資は[4]の項目で説明したように、政府系金融機関や官民ファンドが大きな役割を果たしている。特にスタートアップのような企業にとって、政策による資金援助が不可欠である。「ディープテックベンチャー向け債務保証制度」のような保証制度も有用である。

税制という政策手段はいわばアクセルとブレーキに相当する。社会活動のある方向に誘導するために最も効果を発揮するのは減税である。特に最近ではスタートアップ等の育成、人材育成、地域の産業振興、カーボンニュートラル、DX投資等に係わる減税が多い。研究開発に係わる民間企業にとっては、「研究開発税制」、「オープンイノベーション促進税制」、「エンジェル税制」、「ストックオプション税制」等が関係深い。

逆に増税手段も用いられる。「地球温暖化対策のための税」のように化石燃料消費の抑制のために石油石炭税を増税するものが代表的である。「森林環境税及び森林環境譲与税」のように森林資源保護のために全住民税を増税した後に森林地域に還付するものもある。

人材に関しては、人材を育成/再教育するものと、人材の流動化を促進するものがある。教育には学校教育(初等・中等・高等教育)、社会人のリスキング⁴⁹教育があるが、いずれの教育においてもデジタル技術はじめ新技術への対応強化の流れが見られる他、従来の文系・理系という区分にとらわれず、総合的な知識と能力の開拓が重視されつつある。研究者を育成する大学院では、特に博士課程学生への経済的支援策だけでなく、海外との交流支援策が手厚くなっている。

リスキングのための教育は人材の流動化政策とも強い関係がある。「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」(文科省)のように大学とハローワークが共同するプログラムが各地で展開されている。さらに「次世代アントレプレナー育成事業」(文科省)や「起業家教育事業」(中小企業庁)のようなアントレプレナーの教育も強化されている。財務や知財も含めた経営スキルを体系的に高めることによって、新しいアイデアや仕組みをもとに事業化を進める「イノベーター」が増えることが期待される。

人材の流動化については、大都市から地方へという地理的移動と、大企業から中小企業へという企業間移動がある。「地方創生移住支援金・地方創生起業支援金」は地方に移住したり、起業したりした場合に助成をおこなうものである。「先導的人材マッチング事業」は地域でハイレベルな経営人材を得るためのマッチングや給付金を支援する。「スタートアップチャレンジ推進補助金(スタチャレ)」(経産省)は大企業からスタートアップ企業へ人材移動を促す補助金制度である。

以上のようにイノベーション政策を「資金」と「人材」に焦点を合わせて眺めてみたが、いずれの政策手段も単体よりは複数を組み合わせて実行されるものといえる。たとえばアントレプレナー教育を経て、都市から地域へ移住し、起業する場合、補助金・減税・マッチング支援等さまざまな支援策を利用することができる。既存の企業でも、イノベーションにつながる事業(GX等)にはさまざまなメリットが与えられる。

この他、「規制/規制緩和」、「公共調達」、「認知向上」等の政策もイノベーションにとって影響が大きいものである。新しい事業を始めるときは、従来の法規制に抵触する可能性もあり、特区のような例外を認められるかどうかで事業展開に大きな差が生まれる。また公共調達において新技術を優先的に評価・採用するような施策も新興企業に活躍の機会を与えるという意味で追い風となる。

今後、イノベーションに係わる諸政策が一層強化されることによって、大学・研究機関や民間企業から新規な事業開拓に向けた動きが加速していくことが期待される。

49 新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること。一方、「リカレント教育」は職をいったん離れて学ぶことを前提としている。